

## 令和2年第4回定例会（第2号）

令和2年12月9日（水曜日）午前10時00分開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 一般質問  
日程第 3 議案第59号 地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第 4 議案第60号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 5 議案第61号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について  
日程第 6 議案第62号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について  
日程第 7 議案第63号 防災行政無線整備等事業業務委託契約について  
日程第 8 議案第64号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第8号）

### ○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

### ○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	釣 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総 務 部 税 務 課 長	広 部 美 幸
会 計 課 長	青 山 栄久雄	民 生 部 住 民 課 長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民 生 部 福 祉 課 長	村 山 德 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経 済 部 商 工 観 光 課 長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	田 中 正 彦	経 済 部 土 木 課 長	佐 々 木 陵 二
経済部都市住宅課長	川 島 篤 実	経 済 部 上 下 水 道 課 長	笠 原 泰 之

### ○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

---

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	扇 田 誠	学 校 教 育 課 長	北 村 公 志
生 涯 教 育 課 長	竹 内 圭 介	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元		

---

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

---

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 倍 楼 司

---

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏美		

---

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

10番	坂 本 繁	11番	澤 出 明 宏
-----	-------	-----	---------

午前10時00分 開会

---

開 議 宣 告

---

○議長（木下 敏） ただいまから、令和2年第4回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

---

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

10番 坂本 繁 議員

11番 澤出 明宏 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

一般質問

---

○議長（木下 敏） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、1問目から質問させていただきます。

熊の目撃情報等について。

今年は、道内も本州も熊出没のニュースが頻繁に流れた年であったが、本町の状況及び対策等について伺いたい。

1点目、今年度の町内での熊の目撃情報や被害情報は何件あったか。また、目撃された場所や被害を受けた場所はどこか。

2点目、そういった目撃情報等は通常どのように伝達されるのか。また、そういった目撃情報があった場合の役場の対応はどのように行われるのか。町民への注意喚起はどのように行われるのか。マニュアルのようなものはあるのか。

3点目、近隣市町村での目撃情報については、当町にも伝えられる仕組みになっているのか。情報交換等は行われているのか。

最後4点目、いざというときの猟友会との連携

はどうなっているか。

以上です。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 1点目についてですが、今年度の目撃情報は8件で、場所は西大沼が3件、東大沼が2件、桜町、仁山、大沼町がそれぞれ1件となっています。

また、農作物被害情報が13件で、上軍川と軍川がそれぞれ4件、大川が3件、東大沼が2件です。被害の内容としては、ニンジンやデントコーンの食害となっております。

次に、2点目についてですが、平成31年から令和3年度までの七飯町鳥獣被害防止計画を策定しておりまして、その中で、食害被害防止や人身被害防止について取組方針を定めております。

具体的には、目撃情報が役場や警察等から目撃者から通報があつてから鳥獣被害対策実施隊員、警察、町内会、その他関係機関に連絡を取り、関係機関同士の連絡体制を共有しております。

また、一般住民への周知としては、町内会等への回覧板や熊出没注意看板の設置、町ホームページ等での周知を行っております。さらに警察からは、新聞社など報道機関にも情報提供がされています。

3点目についてですが、町境での目撃情報は互いに役場へ連絡を入れることにしており、情報を共有しています。

また、北海道立総合研究機構エネルギー環境地質研究所が運用している全道の熊出没情報・状況を地図上に表示した「ひぐまっぷ」とリンクしており、町ホームページの熊の出没情報と併せて閲覧できるようになっております。

また、北海道が主催する研修会に参加し、渡島・檜山管内の担当者との情報交換も行っております。

4点目についてですが、町では七飯町鳥獣被害対策実施隊の運用に関する規則に基づき、現在26名を鳥獣被害対策実施隊として委嘱しています。実施隊の事務局も自然環境係で所管しており、年4回の会議を開催するなど、日頃から連携を密に取っております。ヒグマ出没などの緊急時には緊急出動を要請して、現場への出動について

も迅速に対応しておりますので御理解願います。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） ありがとうございます。

軍川小学校の子どもたちが熊よけの鈴を鳴らしながら通学しているのを見たり、また、軍川振興会の集まりで、町の職員から熊追いの爆竹を鳴らす手伝いを求められたり、のどかな田舎に帰ってきたのだなと思っていたのが懐かしい状況です。本州はツキノワグマですが、北海道はヒグマですので、のんきに構えてられません。

今回このテーマを取り上げたのは、近隣市町村との連携がうまくいっているのだろうかと思ったのが、その一つです。

それでは、一つずつ確認していきたいと思いません。

目撃情報は、先ほど件数を上げておりましたけれども、北海道なので、毎年珍しいことではないと思っております。七飯町の場合、例年と比べて今回の先ほど答弁していただいた件数は、多いのか少ないのか、その辺のところをちょっと見ていただきたいと思えます。

それと、先ほど道で運用しているような「ひぐまっぷ」でしたか、それについてあれですけども、広報ななえの11月号に「ヒグマにご注意ください！！」ということで、ヒグマ出没情報マップを掲載しています。ということで、クリックしたら「ひぐまっぷ」と出ていたのですけれども、それは同じものかということと。

このマップの運用というか、どこで出たか、星がぼちっとあって、いろいろ情報があるのですけれども、これについては、七飯町がアクセスして直すのか、それとも情報を出した道のほうの運用しているところがそれを直すのかどうか、そのところを教えていただきたいというのと。

広報ななえを、ぺらぺら過去のものを見たら、令和元年8月にも「ヒグマにご注意ください」という記載が載ってて、そこに載っている注意事項は、今年載っている注意事項と全く同じ文言なのですよね。熊との遭遇に対する注意事項については、特に進化ないとか、工夫をしろとか、新しい変化がないのかどうかということも、ちょっと

教えていただきたいと思えます。

それと、ただいま答弁いただいた民生部環境生活課でよろしいのですか、自然環境係が連絡先というふうになっているのですけれども、ほかの課との連携というか、農業関係だとか、そういうところとの連携だとか、そういうのはどうなっているのかというののちょっと教えていただきたいなと思えます。

それと、先ほど言いました七飯町鳥獣被害防止計画、僕もこれを見ましたけれども、七飯町鳥獣被害対策実施隊の運用に関する規則というのがあって、初めて見ました。この中で緊急体制として書かれている内容として、実施隊による緊急のパトロール、出没場所への轟音玉実施、警察による緊急パトロール、町内会回覧板による住民への注意喚起、報道関係者へ情報提供及び対応、教育委員会による学校等への注意喚起などが行動計画として載っているわけですけども、今年は、要請というか実施というのはどのぐらいあったのか。先ほどの件数が、そんなに多いあれではないと思うのですけれども、その中についてお願いしたいなと思えます。

それと、今年の予算で、熊よけに特定できるのかどうか分からないのですけれども、ドローンを購入して注意するという、そういう予算を取っていたと思うのですけれども、ドローンがどれだけ活躍したのか、その辺のところもし分かれば教えていただきたいなというふうに思えます。

ホームページなんかを見ると「12月1日に日暮山にヒグマがいないことが確認されたので、日暮山の閉鎖は解除されました」とか、非常に小まめに載せてはいるのですけれども、ホームページを見ない人については、どのように警告するのか。

本州でよく山に登っていたところには、登山口に熊出没注意とかと書いているのがあったりして、よくよく聞くと、その出没は10年前ですよとかと、あまり当てにならない看板もあるのですけれども、そういう看板の設置とか、そういう対策とか、そういうものも行われているのかどうか、その辺について、併せて回答いただければと思います。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） それでは、順次、答弁させていただきます。

まず初めに、ひぐまっぶの関係でございますけれども、町のほうでそのポイントだとかは入れるということで、ポイントですとかは町のほうで全部やっているところでございます。

ヒグマの出没状況というか目撃情報なのですが、過去5年ぐらいでいきますと、目撃情報でいくと令和2年度が8件、令和元年が5件、平成30年が9件、平成29年が4件、平成28年が2件とか。被害については、令和2年が13件、令和元年が5件、平成30年が7件、平成29年が15件、平成28年が17件とか。あと捕獲の頭数ですけれども、令和2年が7頭、令和元年が8頭、平成30年が5頭、平成29年が4頭、平成28年が1頭ということで、過去5年を比べると増加傾向にあるのかなというような感じでは押さえております。

それから、他の関係機関との連携ということなのですが、当然、農業被害とかあれば、農水のほうと連携して情報共有とか情報提供したりしてやっていますし、あと、先ほど子どもたちが通学のときとかという話も、通常は教育委員会を通じて、ミルクロードのところを通るときは気をつけましょうとかというような形の情報共有はさせていただいています。

あと看板についても、入り口の辺りに熊出没注意の看板を立てたりとかして、現地にはそういう看板を立てているところでございます。

それから、ドローンの関係ですね。ドローンは今年は大体20回ぐらい飛ばしました。デントコーンが伸びてくると、ちょっとつかつには入れない状況なものですから、そこは飛ばして、上から見て、踏まれたような跡があるとか、そういうのをちょっと確認しながら、現地を見ているような形です。

あと最近ですけれども、日暮山の目撃情報をたまたま観光客の方が目撃したということで情報が入りまして、すぐ入り口は封鎖、警察の本部でも封鎖して、うちの実施隊も中に入って、実際に熊も見たそうですけれども、いろいろな判断がある

のでしょうけれども、撃てる状況ではなくて、そのまま藪の中に隠れてしまったというような状況で、その後、雪が降ったときに足跡を確認しようということで、そのときもドローンを飛ばして頂上から飛ばしたのですけれども、そのときはいなかったということで、封鎖も解除したという形で、周知としては、ホームページのほかにも現地に規制線というのですか張って、入れないように看板を設置したりだとか、来たときにすぐ分かるような形では対応しています。

それから、広報のほうですけれども、熊に対応する対処方法というのですか、それは特段変わらないというような形で、あと時期ですね、秋口とか熊が出るときに、そのタイミングで広報に周知するような形を取っているところです。

それから、内容については、対応方法が変わらないということで特に内容は変えていませんけれども、今後、何か新しいそういう対応方法があれば、そこはまた検討して、直していくのはもちろん直していきたいと考えてございます。

看板については、出没情報があったときに、そこには設置しますけれども、駆除が終わったとなれば、当然取り外して、保管して、またそのときに別なところにつけるといような形で対応しているところでございます。

以上でございます。何か答弁漏れありましたら言ってください。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） ありがとうございます。

ドローンも活躍しているのだなということであれですけれども、先ほど質問で言った実施計画にある緊急時の連絡体制とか何とかで、今年教育委員会に注意喚起したとか、いろいろな項目があるものが発令されていないということで、特にそういうところまでは発令されていないということかどうかというのをもう1点確認と。

我々目撃した場合は、役場に連絡すればいいのか、警察に連絡すればいいのか、消防に連絡すればいいのか。まず、広報ななえを見ると、自然環境係に何かあれば連絡というような形になっているのですけれども、どう行動するのが一番良いやり方なのか、ちょっとそこだけ最後に教えていた

だければなと思います。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 発令については、今年度は大きいものはなかったのですが、学校の生徒の通学だとかというものに関してどうのこうのというのはなかったです。

あと、連絡については、役場のほうに一報いたただけると非常に助かります。守衛のところにもそういうマニュアルの連絡票というのを設置してまして、何時何分に誰から連絡があつてとかという、引き継げるような形のものを設置していますので、夜間でも携帯を持ってまして、担当のほうには連絡を取れるようになっていきますので、そこからすぐに出動するというような形を取れますので、役場のほうに連絡いただけるのが一番かと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 最後と言ったのですけれども、これから議案として上がってくる補正予算なんかで、実施隊の経費で報償費とか若干出ているので、場合によってはパトロールとか臨時にあつて、それがあつたのかなと。そのときに聞けばあつたのですけれども、それであつたのかなと思つたので、緊急パトロールとか、そういうのが特にあつたのかなと思つたのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 今回補正させていただいたのは、今回、熊の出没情報が多かつたものですから、それで実施隊員が出て駆除に当たつていたという形で、その部分の予算が先に出ってしまったので。今後、冬はもう熊は大体終わりなのですけれども、キツネだとかの駆除の対応が出るものですから、そういう意味で予算不足が生じるということから、補正させていただきたいということで上程させていただいています。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 1問目は、それで終わります。次に入ります。

道の駅なないろ・ななえの隣接地に建設予定の

温浴施設について。

令和2年度七飯町施政方針に、本年度の企業立地として記載されている道の駅隣接地の温浴施設について、着工が遅れているようで非常に心配であります。

そこで、以下の点について伺いたい。

1点目として、企業誘致としての観光農園と宿泊を兼ね備えた温浴施設のそもそもの話の発端は、町が勧誘して実現したものなのか、それとも民間企業のほうから立地がいいということで申出があつたのかということです。

2点目として、当該温浴施設や観光農園等を計画している民間企業の正式名称は何というのか。関連企業があれば、その名称も伺いたいと思いません。また、当該温浴施設を運営する法人も同じなのか。それとも現地法人にダンシャクラウンジのように、新たな法人を設立する予定なのか。

3点目として、建設計画が遅れている理由及び今後のスケジュール等について説明を受けているか。受けているとすれば、その内容はどのようなことか。

4点目として、道の駅との連携をどのように計画しているか。

5点目として、大分以前ですけれども、新聞記事によりますと、町は、道の駅、ダンシャクラウンジと往来できるよう連絡通路や遊歩道を新設するほか、交通量の増加を考慮して人気レストランラッキーピエロ峠下総本店沿いの町道峠下2号線の整備を行うとありました。峠下2号線の整備については、本年度予算計上済であります。連絡通路や遊歩道の新設にかかる経費は、民間企業が負担するのか、町が負担するのか。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） それでは、順を追って答弁してまいります。

まず1点目についてですが、民間企業のほうから、宿泊施設を建設したいので七飯町のどこかに用地はないだろうかとお話をいただいたことが発端となっております。

2点目についてですが、計画している民間企業の正式名称については、農地保有適格法人であり

ます合同会社エル・ファームでございます。また、関連企業につきましては、母体でありますエル電株式会社となっております。

現段階では、運営等については同じ法人と伺っており、近隣の農業者にも協力を依頼しながら、合同会社エル・ファームの職員が在住し、対応すると伺っております。

3点目についてですが、遅れている理由といたしましては、温泉ボーリング工事の経費に対し、北海道の補助金制度に新エネルギー導入支援事業の地熱井掘削支援があり、5月に補助事業計画書を提出いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ヒアリングが通常時よりも1か月半程度遅れ、8月下旬に事業承認を受け、その後9月に補助金交付申請書を提出、10月中旬に交付決定通知書の受領となり、その後着手ということから、当初の見込みより5か月ほど遅れることによるものであります。

また、現在も新型コロナウイルス感染症拡大が進行しており、その対策も必要となったことから、当初の予定されていた温浴施設内容について再検討を行うとのことをお願いしております。

また、今後のスケジュールについては、当初より1年程度ずれ込むのではないかと伺っております。

4点目についてですが、道の駅エリアとして答弁させていただきますが、既にダンシャクラウンジに、今年作付いたしました、そして収穫されたジャガイモを購入いただき、利用されてございます。今後も、農園で収穫された農産物が道の駅エリア内での利用が期待され、また、自然災害等発生時においては、一時避難施設として道の駅と連携し、協力していきたいとのことをお願いしております。

5点目についてですが、連絡通路につきましては、道の駅エリアとして考えた場合に、新道川で分断されることから、お客様の利便性向上と滞留時間の増加、施設それぞれの相乗効果を上げることを目的とし、また、町道峠下2号線については、ラッキーピエロ峠下総本店、室内パークゴルフ場、電源開発株式会社函館変換所などがあり、温浴施設が事業展開をした際には、交通量のさら

なる増加をするということから、車両の通行、安全を確保することを目的として、本年度予算計上させていただいております。

この経費につきましては、町の負担となりますが、国及び北海道の交付金などの特定財源の確保に努め、事業を実施しているところであります。

以上であります。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 温浴施設の建設は、町の事業ではなくて、民間企業が営利等を目的に行う、いわゆる企業誘致ということになるので、町が把握している、開示しても差し支えない範囲で回答願いたいと思いますけれども、再質問としましては、先ほど言いました、合同会社エル・ファームということなのですから、商業登記簿謄本を取ろうとして法務局に行ったら、該当なしになっていたのですけれども、これはまだ法人登記されていないということなのではないでしょうか。それとも、僕の取り方が悪かったのでしょうか。もう既に謄本等を町で確認されているのかどうか。合同会社という特殊な会社ですので、その内容をちょっと知りたいなと思ったのですけれども、そのところを確認したいなということと。

あと、スケジュールは1年程度遅れるようなお話ですけれども、間違いなく建設されるという町の、相手があることですから、確認というか把握というか、間違いなくできそうだなとか、ちょっと問題が大きいなとか、そういうことでできるなという感触を得ているということでもいいのかどうかですね。

それと、先ほど言った通路とか遊歩道の関係については、そうするとこの間、峠下2号線改良舗装工事として予算を上げた、その中には入っておらず、温浴施設が完成した後に連携を図るということで、再度そういう提示があると考えてよろしいのかどうか。

それと、この間現場を見て、立て看板を見てきたら、許可したものということで七飯町長の名前が載っておりました。工事完了年月日が令和3年3月31日という扱いでした。これは変更すればいいだけなのですから、開発許可の変更の届出というのですか、そういうものはまだ出ていな

いのかどうか、そのところをちょっと確認したいなと思います。

あと、道の駅なないろ・ななえとの連携、あの地区全体での経済活動というようなお話でしたけれども、土産物を売るにしても何にしても同じようなものになったり、競合こそすれ、連携してお風呂に入って道の駅に寄って何かするとかというのはあまり見えないので、その辺の展望というかすみ分けとか、こういう経済効果が上がるのではないかというような見方がもしあれば教えていただきたい。

温浴施設を造るということなので、ほかのところでやっているような高齢者向けの入浴料の補助制度だとかというのは、検討される予定があるのかどうか。そのところをちょっと確認したいなと思います。

それと併せて、最後に、このようにスケジュールが1年遅れるということで、今年の予算審査の中で、そんなに急いで峠下の道路をどうこうしなくてもいいのではないかという意見を委員として出させていただいたのですけれども、この遅れについて、道路が先行するという事について、全く問題なかったと考えているのか、温浴施設の進行を見てからやるべきだったと考えているのか、その辺のところを再度確認したいなと思います。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 経済部長。

**○経済部長（青山芳弘）** それでは、最後の再質問は土木課長のほうから答えますけれども、先に再質問ありました分から順次答えてまいります。

まず、合同会社エル・ファームの登記という形でございますが、これは登記済みでございますので、私たちは目にしております。

それと、スケジュールの遅れということで、これは今後どうなのだという事だと思いますけれども、うちのほうといたしましては、あくまで当初予定されていなかった新型コロナウイルス、またそれに伴って、補助金の許認可の関係が非常に遅れているということで、現地を見ていただければ分かりますけれども、今ボーリングをしている最中でございます。ですから、現段階では、うちのほうとしては1年程度遅れる見込みということ

で伺っておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

それと、連絡通路の関係でございますが、町道峠下2号線は道路のほうの予算ということで、連絡通路は河川費のほうで、当初予算として上げてございます。それで、その部分は河川費のほうに新道川の関係で計上してございますので、それで御理解いただきたいと思います。

あと、完成が令和3年3月31日ということで、許認可の関係ということの御質問も含めてありましたけれども、これは町のほうで施工しますので、許認可の関係でなくて、あくまで年度内の施工ということで、3月31日ということで御理解をいただきたいと思います。

それと、完成した後の物販というのでしょうか、せつかくの温浴施設ができれば、その中でも物販はあるのではなかろうかという議員の考えだと思っておりますが、具体的に、そこまでうちのほうとしては承知してございませんので、道の駅、またダンシャクラウンジ、それぞれ物を売ってございますが、そういう部分と競合するかもわかりませんが、そこはそことして、やはり来ていただいたお客様に長時間あの道の駅エリアにいていただくということによって、それぞれの施設の効果が上がっていくということで、私どもは考えてございますので、その点を御理解いただきたいと思っております。

あと、1年間遅れた部分に関して、町道のほうの施工に関してどうかということ、土木課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願ひします。

**○議長（木下 敏）** 土木課長。

**○土木課長（佐々木陵二）** 予算審査特別委員会の中で、総事業費1億9,600万円ということでお話しさせていただいておりますけれども、補助事業の申請額も1億9,600万円なのですが、国から内示されている金額が、今現在で1億5,249万7,000円の内示があります。補助金としてはこれしかつかないということですので、残りの4,300万円程度はまだ補助金がついていないという状況でございます。

今、道路工事のほうも発注も昨日終わりました。

て、用地ですとか補償とかという契約も今進めているところであります。

不足分の4,300万円プラス、単年度事業なので補償額が決定しておりませんということでお話しさせていただいていたと思いますけれども、4,300万円プラス不足分は、令和3年度に予算計上させていただいて、道路の完成も令和3年度に完成ということになります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） 高齢者の入浴割引を考えているのかということですが、まだその施設自体がどのようなタイプの入浴施設かどうか、保健所のほうの手続だとかもございまして、所管する民生部としては、今の段階ではまだ検討しておりません。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） まだできていないものについて、いろいろ聞いて申し訳ないのですが、決して温浴施設がけしからんと言っているわけではなくて、民間が自らの判断に基づいて当町に投資を行うのは大変ありがたいことだと思って、それが、ただ峠下2号線改良補修工事だとか、町の先行投資が気になるので、本当にできるのかどうかと。

感触として、遅れているコロナの状況があっても、当初の計画どおりにできるのかどうかということについては、町がきちっと感触を得て、大丈夫だと。許可も、今言ったとおり、いろいろ補助金だとか何とかのあれで遅れているけれども、進めるということで、そのところをもう一度答弁いただければと思います。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） 民間活力というか、民間の投資事業ということでございますけれども、先ほどの答弁と重複いたしますが、北海道の補助事業をいただいて、温泉を今ポーリングしているということを鑑み、また現状の情報の中では、1年ほど当初よりも遅れると。

これはあくまで、やっぱり当初予期しなかった新型コロナウイルス感染症の部分でかなり世の中

が変わってきているということがございます。先ほど答弁いたしました、施設内容についても、当初の御提示いただいた施設をそれぞれコロナ感染の予防対策ということもしなければならぬということで、その部分についても今後見直しをしていかなければならないというお話はいただいております。

ただ、町として、それが絶対ということには、今ここでは答弁できませんけれども、あくまで補助事業をきちっと申請して、それらの手続を踏まえて、また、現在社会問題となっている新型コロナウイルス感染症の対応もするというを伺っておりますので、町としては見守っていきたくて思っておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 道路に関しては、先行投資という表現が正しいのかどうかというところで、同時進行しておりますので、先行ではないかなとは思いますが。

温浴施設ができてから、道路計画をして用地買収をするとなると、あの地域一帯の土地の評価額というのが上がってしまいますので、今用地を購入するのと、できてから用地を購入するのと、用地購入費がちょっと増える形になります。

今の有利な状況で、少しでも安い金額で用地を購入し、道路を建設していくほうが町としては有利な方法になりますので、今、用地買収してしまっただけがいいという考えで同時進行しております。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 僕が使った先行投資という言葉の使い方が、正しいかどうか、これはちょっと、ごめんなさい、間違っているかもしれないのですが、要は、我々が予算を審査したときに、コロナがこれだけ世界の経済活動だとかいろいろなものを、我々がふだん考えて当たり前だと思っていたことが全然できなくなってきているわけですね。そのときに、温浴施設だとかという観光施設は、農園だとかいろいろな手法を使いながらやっているということで、大丈夫だとい

うような判断があるのかもしれないのですけれども、果たして本当にできるのかどうか。今聞いても、感触どうですかとって、大丈夫ですよと言ってもらえば、ああ、そうかなと思うのですけれども、ちょっと不安があるような話だったので、それなのに道路だけ先に立派なものを造って、施設が1年遅れてでもできればいいのですけれども、できなくなる可能性について、リスクとして。

確かに今、先行でその土地を買っておけば安いかもしれません。だけれども、できなかつたら。道路がよくなるので、社会資本として広い道路で走れるので、それはそれでまたいいかもしれないのですけれども、そこのところについて、僕の思としては、先行して道路用地を投資しているのではないかと断ったのですけれども。それについて、再度御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） それでは、お答えしてまいります。

先行投資ということがどうかという部分はありませんけれども、あくまで予算審査特別委員会のそれぞれのときに説明してございますが、町道峠下2号線、先ほどの答弁と重複いたしますが、そこにラッキーピエロ総本店がございまして。また室内パークゴルフ場、また電源開発株式会社函館変換所、またその上にはピノキオの里という分譲地もございまして、一般の方もお住まいです。

当然、過去に事故もありまして、そういう車両の通行の安全の確保ということの目的等もありますので、そういうことで町としては整備をしていくということでございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 先のことは互いに分からないあれがございますので、またこれから見守っていきたいと思ひます。今の2番目の質問については、これで終わります。次に進みます。

3問目、道の駅なないろ・ななえの運営等について。

9月の定例会に引き続き、道の駅なないろ・な

なえの運営等について伺いたいと思ひます。

1点目、道の駅なないろ・ななえの今年度と昨年度の4月から11月までの各月の来場者数はどうなっているか。今期（令和2年4月から令和3年3月まで）の来場者の目標だとか、見込みはどうなっているか。

2点目、道の駅なないろ・ななえの税収効果の試算が、前回の質問では約1,000万円、若干端数ありますけれども、1,000万円とのことであった。それに対して指定管理料を約2,000万円支払うというのは、経済原則に反しないか。今後、税収効果の試算が増額する、あるいは指定管理料が減少するというようなことを見込まれているかどうか。

3点目として、道の駅の指定管理料が年間2,000万円、2,300万円とか2,100万円とかいろいろありますけれども、というのは、当初予定の、建てる前ですよ、建てる前の収益計画の中で、当然そのぐらゐの金額は見込まれていたかどうか、そこがどうかということです。

それと4点目として、2期にわたり指定管理者から寄附金を受けているが、指定管理者任せの寄附ではなくて、指定管理者との協定で収益の一定割合等を町へ納付する定めとすべきではないかと考えるのですけれども、どうですかということをお願いいたします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では、御質問に御答弁をさせていただきます。

まず1点目、今年度と昨年度の各月の来場者数ということでございますが、今年度、令和2年度4月につきましては3万812人、5月が3万4,117人、6月が6万831人、7月が9万231人、8月が11万2,372人、9月が9万8,205人、10月が10万1,599人、11月が7万1,046人となっております。

次に、令和元年度につきましては、4月が8万9,554人、5月が12万1,828人、6月が9万1,330人、7月が11万1,852人、8月が14万2,048人、9月が10万4,870人、10月が9万7,862人、11月が6万5,744人で、4月から11月の期間の合計で、令

和元年度に比べ令和2年度は22万5,875人の減少ということになってございます。

道の駅の来場者数の目標につきましては、年間90万人を基本として考えておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響が大きいため、この目標が未達になる場合はやむを得ないと考えてございます。

今期の来場者数の見込みですが、国や道をはじめ、新型コロナウイルス感染症にどのように対応していくのか予測が困難であり、今期の来場者数の見込みは立ててございません。しかしながら、このような状況下にあって、10月以降は前年度を上回る来場者数となっており、引き続き新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底し、安心安全を確保した上で、できる限り多くのお客様に御来場いただけるよう努めてまいります。

2点目になります。

直接的な収入ではございませんが、試算いたしました税収効果は約1,220万円以外に、道の駅がオープンし、施設自体が新たな雇用の場となり、また農産物の直売によって農業者が消費者に直接アクセスできるようになりました。その他の特産品等の販売も同様で、道の駅を新たな販路とし、生産消費を通じて物産振興に寄与しております。このような経済効果につきましては、令和元年度の売上高決算額を参考に6億7,275万円と試算をしたところでございます。

道の駅では、いわゆるガラナソフトや王様しいたけコロッケ、七飯町産のリンゴを用いたジュースを飲み比べる「ききりんご」など、特産品を生かしたメニューを大勢のお客様に提供し、七飯町の食を大いにPRしております。

道の駅なないろ・ななえは、主要な旅行雑誌での道内道の駅ランキングで2年連続で上位となり、世界的な旅行情報サイトにおいては、独自の利用者による評価に基づき、昨年のランクインに引き続き、今年は全国の道の駅の中で4位、道内では1位という結果となっており、これらを初めとしたテレビ、新聞、雑誌等、各種メディアによる七飯町の広告宣伝効果は、費用に換算することは困難でございますが、非常に大きな経済効果であると考えております。

また、道の駅の指定管理につきましては、3年間を単位期間として指定管理者を募集し実施しているところであり、その都度募集要項を定めていることから、指定管理料が減少する場合も大いに想定されますが、現在のところ、具体的な見込みは行っておりませんので御理解願います。

3点目につきましては、道の駅の指定管理につきましては、その都度募集要項を定めており、施設の維持、管理、運営に必要とされる費用を積算し示しているものでありますので、御理解願います。

4点目ですが、このたびの寄附金につきましては、道の駅の指定管理の募集時に指定管理者から提案のあったものでありますが、次回募集時にはあらかじめ募集要項に規定するなど、指定管理者制度のよりよい活用のための参考とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 山川さんが代表を務める一般社団法人七飯町振興公社は、指定管理者として非常によく頑張っていると思います。全国4位の記事も確認しました。建設して既に4年目を迎え、よりよい公の施設とすべく指定管理者制度と業務委託との違いを踏まえて、再質問させていただきます。

全国4位ということなのですけれども、これはどこが評価されたのかと。誰に評価されたのかと。その辺のところの分析というのですか、全道で名前が挙がって1位なのですけれども、そのところをもし把握されていたらお願いしたいと。

先ほど、道内の情報誌でもどうのこうのとかとおっしゃいましたけれども、じゃらんという道内で出されている情報誌、道内の道の駅の評価については、昨年と今年の評価、上位と言っていたが何位になっているか把握されていたらお答えいただきたいと思います。

昨日の同僚議員の答弁の中で、日本一の道の駅を目指すという高い目標を掲げて、これはこれで立派なことだと思います。ですけれども、民間会社であれば、高い目標とかノルマは不適切な運営につながるというケースもありますので、あまり

大きな目標については、いかななものかというふうに考えております。目標を立てるのであれば、日本一の住みよい町とか、日本一職員が働きやすい町とか、そういうところでやっていただければなというふうに考えております。

1問目の質問の中で、コロナのダメージが10月は回復傾向にあるということで、これは今後やり方次第では十分回復していくというふうに考えているということよろしいのかどうかということです。

それと、一般社団法人七飯町振興公社の登記簿謄本を見ますと、主たる事務所の住所が、道の駅なないろ・ななえと同じ住所になっております。七飯町字峠下308番地2。これは、平成30年1月1日移転、1月16日登記という記載事項になっております。これについては、本店所在地をその公の施設の中に持っているということは、建物の賃貸契約とか、それとも、使っているよというような指定管理者としての指定以外に、何か契約なしで勝手にやっているのか、町の意向を伺った上でそういう登記をしているのか。公の施設の中に住所を持つというのは、事務所を持つのはいいのですよ、出先としてそこで何かやるとか、それで部屋を提供する。だけれども、登記事項ということは指定管理とはまた別な話ですので、それについて問題でないのかどうか、その辺の認識をお伺いしたいなというふうに思います。

それと、指定管理者の中で、こちらから委託する管理業務、それと自主事業というのですか、本体として営業する、物を売ったり、いろいろ提供する。それに対して収入については指定管理者が収納してもいいですよというあれになっているのですけれども、その割合というのですか、売上の中でその割合はどのぐらいの配分になるのか、その辺のところをちょっと教えていただきたいなと思います。

それと、昨日の同僚議員の答弁の中で、指定管理者も利益がたまってきてどうのこうのとかなという話があったのですけれども、指定管理者というのは3年ごとに公募で募集するので、3年後に今の指定管理者が続くかどうかというのは、これは建前としてはわからないわけですよ。だ

から、そういう中で、今指定管理者が利益を上げたら、それは内部留保でたまっていますよね。それについて、町が何もできないということについて、ちょっと儲け過ぎではないかとか、そういう批判に対してはどのように答えるのかということのをちょっと教えていただきたいなと思います。

それと、道の駅管理運営に係る経費等についてという文書の中で、必須項目の中で、町への納付ということ、場合によっては納付するとかということもありますよというようなニュアンスの文言があって、今現在は協定書にはそれはないわけですね。1,000万円儲けたら半分納付するとか、2,000万円の利益を超えたら何かするとか、それはないわけですよ。なぜそういう項目があるのに、今最後に言った、協定書の中に納付するとかということがうたわれないのか、そのところを御回答いただければなと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では、今の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、旅行情報サイトにおける4位になった要因についてなのですが、こちらは旅行情報サイト独自の評価ということで、内容は開示されてございません。ただし、町といたしましては、道の駅の魅力、例えば特産品の紹介、食と文化、そういった情報の発信など、そういったことにこれからも努めてまいりまして、さらに上位に評価されるよう努めてまいりたいと考えてございます。

また、道内の道の駅ランキング、旅行雑誌におけるものなのですが、こちら2年連続で3位ということになってございます。

それと、民間の指定管理者ということになりますので、ランキングで全国1位を目指すというような形を取った場合に、いわゆる利益追求型になってしまうのではないかなというようなことでございますが、そういったことにならないように、うちのほうで指定管理者の募集要項にこういった業務に努めていただくと。そして併せて、提案をいただいた内容、そういったものに則しているかどうかといったところを確認させていただいて選考しておりますので、これに基づいて指定管理業

務を行っていただくことによりまして、そういった弊害に陥らないように努めてまいりたいと考えてございます。

それから、今後の入り込みの見込みなのですが、国のほうの様々な、いわゆるG o T oキャンペーンの類いで、非常にお客様の動きがまた活発化した時期がございました。これに基づきまして、道の駅のほうも来客が増えたというような考え方でおります。

ただし現在、いわゆる世間で新型コロナウイルス感染症の第3波というような話題が頻繁に叫ばれてございますので、そういった風評、そういった自粛ムードによりまして、今後の入込客数につきましては、やはり厳しいものがあるかなと認識しているところでございます。

それから、振興公社の主たる事務所が公の施設に置かれているというようなことについてなのですが、これにつきましては、振興公社自体は道の駅の指定管理を受けていくという趣旨で設立されてございますので、その業務のメインとなる場所が道の駅であるということでございますので、こちらに事務所を置いているという登記内容になることについては、特段問題ないと判断しているところでございます。

それから、いわゆる施設の管理と自主事業の収益の割合というのでしょうか、こういったものにつきましては、ある程度の予算的なものは提案事項の中に明記されているところでございますが、実際の部分と比べてみますと、これは現実コロナウイルスの影響を受けたりとか、いわゆる最初の頃は開業効果で大変お客様が多くいらっしゃったとか、そういった諸般の事情がございましたので、割合というところでは、なかなかこういったものであるということはお話しできないだろうと考えてございます。

それから、いわゆる収益がよすぎる、高過ぎるのではないかと、儲け過ぎでないかというようなお話でございますが、指定管理者制度につきましては3年間を一つの単位としてやってございますので、単年度単年度の収益というよりは、いわゆる安定的にこういった公共施設を運営していただくためにも、施設の管理、運営、維持に必要な費

用を指定管理料として積算をして示しているところですので、ですから、今後この3年間の期間が過ぎ、新たに指定管理を募集する際は、また改めて今までの実績や、それから今後の経済の見込み等を考慮した上で指定管理料等を設定していきたいと考えているところでございます。

それから、寄附の内容でございますが、これは協定書に明記しているものではございませんで、いわゆる募集の選考の際に提出されております提案書に一定割合を寄附するというような提案がなされているものでございますので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 本店の主たる事務所の住所に関してですけれども、事務所として使うのは、そこで管理しているわけですからいいわけです。実態としてその部屋を使う、そこに事務所としての看板を出すのは構わない。だけれども、登記するという行為は、指定管理者の行為とは全く違うものであって、賃貸とか、特別に無料で使っていないよとかという特別な許可、やり取りがないとおかしいのではないかと思うのですよ。主たる事務所というのは本店ですからね。指定管理者として自分が主たる事務所を設けるのに、公の施設の中に住所を持つというのは、何か変なことではないかなと思うのですけれども、もう一度そのところの考え方を答弁いただきたいということ。

それと、今年の令和2年3月の七飯町振興公社の決算を、これが正しいとすればですよ、正しいとは思いますが、ホームページで公表されている数字を見ると、純資産の部、いわゆる会社の内部のお金、資産があって、負債があって、その残りということで。資本金として110万円、それを引くと2,200万円の利益剰余金になっているわけです、3年営業してですね。これについては、七飯町は全然、もっと頂戴とか、そんなこと言えない金なわけですよ、仕組み的にね。そうすると、資本金を出資した方たちが3年後に指定管理外れてしまった場合に、その人たちで解散したときに配分する金になるわけですよ

ね。そういうような金額の多寡とか、そういうのをもう少し七飯町に納付するような仕組みを、今でも既に協定を結んでいるのでできないと思うのですけれども、そういう協定の仕方を考える必要があるのではないかということ、指定管理料2,300万円が正しいかどうかというのはなかなか難しいのです、予算のときに判断するのがね、これだけかかるとかというのが。そのときにこれだけ出すけれども、利益が出たら戻ってくるのですよという形を取れば、指定管理者制度の中でそういう協定書でそれを決めることは何らおかしいことではないらしいのですね。向こうが了解すればいい話ですから。ですから、そういうこともきちっと入れて、向こうの営業努力も実るような形で、向こうにも利益が行って、利益が多く出たら町にも還元するというふうにしないと、町民は、いい施設を振興公社が使って利益を上げているという見方をしてしまうのではないかと思うわけです。非常に努力してイベントをやったり何かやっていて、工夫して収益を上げているのだというふうに思います。もっともっと頑張ってもらってやってもらいたいと思うのですけれどもね。そういうときに、町民の皆さんに理解してもらうためには、寄附という向こうの一方的な行為ではなくて、きちっとそういう協定で結んでいますよという説明をしていかなければいけないのではないかなと思うのですよ。その辺についても検討できないかどうか。

実際、経費に関する運営のところ、支払項目だとか何とかで、14項目として、納付の項目でそのような表現を入れているのがあるわけです、募集要項みたいな、そういうあれだと思えるのですけれどもね。それには「指定管理者は、会計年度ごとの経営状態により利益が生じた場合、指定管理料の一定額、または一定の割合を乗じて得た額を町に納付することとします。なお、納付する額については、指定管理者が提案するものとし、町と協議の上、年度ごとに協定書に定めることとします」という文言があるわけですよ。だから、それをはっきりうたって実行したらいかなものかと思うのですけれども、そのところについてもう一度答弁お願いしたいなと思います。

○議長（木下 敏） 会議時間も1時間過ぎましたので、11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

道の駅なないろ・ななえの運営等についての答弁より入ります。

商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では、質問のほうにお答えしてまいりたいと思います。

まず、事務所の関係でございますけれども、公社につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、各種事務、その他につきましては、道の駅の事務室において実施されておりますので、こちらを主たる事務所として登記をしているということには何ら問題はございません。

それから、利益の還元等の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、利益等出た場合に寄附等という形で利益を町のほうに還元していただくというような内容で、現在、指定管理の協定をしているところでございます。

冒頭の答弁にもございましたが、この寄附金につきましては、例えば募集時にあらかじめ募集要項で町のほうで定めていって指定管理者制度のよりよい活用をしていくというような考え方も当然ございますので、利益等の還元、それから指定管理料の金額の在り方等につきましては、十分検討した上で最もよい形になるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 主たる事務所の住所の件については、見解の相違という形になるのかもしれないのですけれども、本来そこを登記することは、そこに対して賃貸契約とか、無料で使っているよとか使用貸借のような何かないと、勝手にその場所を登記するというのは会社の行為ですから、指定管理の中で本店をそこにしなければいけないかという定めをしているわけで

はないわけですよ。

僕が言うのは、開いている部屋を事務所のように公社の事務所として使って、そこを営業所のあれだとか、名刺に住所として書くとか、それは構わないのですよ。登記として主たる事務所をそこに置くというのは、その会社独自の行為ですから、それに対して賃貸契約をしているとか使っているよという許可を、指定管理を受けているというのと、本店の住所として主たる事務所として登記していいという許可を取っているかどうかというのは、また別の話ではないかなと思うのです。

ただ、これについてはこれ以上議論してもしようがないと思いますのであれですけども、1点だけ、先ほどじゃらんの道の駅、去年も今年も3位だったという話でしたけれども、僕の記憶では一つランクを落としたと思って、えっと思ったのですよね。それは間違いないですか。去年も今年も3位に間違いないですか。3位から4位になったとか、一つランクを落として、えっと思った記憶があるのです、立ち読みしたときに。それは間違いないでしょうかね。もう一回そこだけお願いします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 大変申し訳ございません。同率の4位だったものですから、同率で2か所ございまして、議員御指摘のとおり2年目は4位ということでございます。大変申し訳ございません。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） これ以上、僕も材料がありませんので、この件については、また勉強して質問させていただければと思います。3番目はこれで終わります。

次に、4番目、民間企業の財務情報等を公表することについて。

町が何らかの財政的な支援や便宜等を図り、町内で経済活動を行っている民間企業について、町は毎年財務情報等を確認する責務があるとともに、民間企業としても町へ報告する義務があるのではないかと考えています。

また、町民としても、当該民間企業の業況等については関心があるところだろうと思われま

そこで、町が入手した当該財務情報等を一定の条件の基に公表する用意はないか伺いたいと思います。

1点目、町が融資を行っている株式会社男爵倶楽部、株式会社DANSHAKU LOUNGEの決算書を申し受けているか。売上や利益等の業況、従業員数、取扱商品等について公表する用意はないか。

2点目として、既に撤退した昆布館や廃業を決めた留の湯などについて定期的な財務情報等を入手するか、あるいは業況等について定期的にヒアリング等を行っていたか。

3点目として、今度新しく設置予定の温浴施設について、売上高や利益等の業況、従業員数、取扱商品の推移等について公表する用意はないか。

4点目として、公表するしないを問わず、税務署の受付印のある決算資料一式の写しを徴収する用意はないか。

以上です。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 政策推進課から1点目と4点目について御答弁申し上げます。

1点目のまず、株式会社男爵倶楽部と株式会社DANSHAKU LOUNGEの決算書を申し受けているかについてですが、地域総合整備資金貸付制度、いわゆるふるさと融資によって、町は融資先である株式会社男爵倶楽部から融資を実行する際に締結しました金銭消費貸借契約書中の一般約款に基づき、決算書類の提出をいただいております。

また、融資の目的は、THE DANSHAKU LOUNGEの建設に係る内容であることから、施設を運営する株式会社DANSHAKU LOUNGEからも参考として決算書類の提出をいただいているところでございます。

次に、後段にありました売上高や利益等の業況、従業員数、取扱商品等の公表についてですが、決算の公表などは法人自らが報告するものと認識しておりますので、たとえ町が事務資料として入手した情報があったといたしましても、間接的に町が公表するといったことは考えておりませんので御理解願います。

4点目についてですが、ふるさと融資の事務手続においては、決算書の提出時に併せて、決算書の数値が確定申告と一致するかといった観点で確定申告書の写しの一部を参考までに提出していただいております。確定申告、決算資料全てを提出していただくことまでは考えておりませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 2点目につきまして、御答弁をさせていただきます。

例示の施設をはじめとした事業者に関する定期的な財務情報の入手やヒアリング等は実施しておりませんが、定期的な調査である観光入込客数調査では、観光客動向などに関する意見等、記載欄にて動向把握に用いたり、業務において随時各事業者と情報共有し、七飯大沼国際観光コンベンション協会などを通じて情報収集に当たっているところであります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） それでは、3点目についてですが、企業のほうから具体的にどういうふうな御相談があるかまだ分かりませんが、またふるさと融資の関係も制度的にあることはお知らせしてはいますが、それに対しての企業の意向は、まだ明白でございません。

それらを踏まえまして、1点目で政策推進課長が答弁した内容と同様になりますが、決算の公表等法人自ら報告するものと認識しておりますので、何らかの町の事務、資料として入手した情報があったとしても、間接的に町が公表するということは考えておりませんので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 相手があることですし、民間企業ですので、ただ、これは個人情報とはまた違うので、公の企業として成績を出すというのはそんなに変な内容ではないので、町が勝手に出すのは非常にまずいかなと思うのですが、相手とさまざまな財政的な支援だとか便宜を図る話の中で、そういう公表することも想定した

ようなやり取りをするべきではないかなと思うのですが、そのことについてちょっとお聞きしたいと思います。

ここでいう1問目の男爵倶楽部については、金融機関の保証があり、最終的に当町が不利益を被ることは一切ないので、決算書の内容がどうなかなということで見ると甘くなってしまう可能性もあると思うのですが、4問目にあるように、税務署の受付印のある決算書一式を、これはコピーを取らせてくださいということで全部持っておく必要はないのかと。金融機関は融資するときに、相手があるので出さないところもあるのですが、そういうものをもらって、細かい細目もきちっと分析して、大丈夫かどうかということを経済審査の判断と融資した後の経過観察で必ずやるような形を取っておりますので、そういうことも検討されたらどうかと思うので、再度お願いしたいなと思います。

あわせて、昆布館だとか留の湯だとか、我々は新聞で、突然いなくなってしまうというような、なくなってしまうということで非常にあれなのだけれども、町のコメントとして、残念ですというふうに記載だけなので、もっと早くからどういう状況になっているとか、その辺を知っていただきたいなと思うのですが、その辺を踏まえて、もう一度その辺の把握というのですか、民間企業なので、民間の利益になるかならないかで撤退してしまうわけですから、民間というのは、本当に合理的に簡単に行ったり来たりしてしまうところがありますので、そこを町もしっかり、把握するまでいかなければ、関わるような形を取るのには決算書をもっておくのがあれだと思うので、そこについてもう一度、似たような答えになるかもしれませんが、お聞かせいただければと思います。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、私のほうから、まず、公表する部分についてでございますが、ふるさと融資の制度を活用する際に当たって、ふるさと財団の仕組みを使って活用してやっているとございます。その中で公表

するということはありませんので、そういった手続にはなりません。

ただ、議員おっしゃるとおり、相手方もいらっしやる話ですので、もし相手方が公表することが七飯町のために正しい道だということであれば、七飯町ではなくて法人において公表すべきものかなというふうに思っております。

あともう1点、ふるさと融資を実施する際に、またそれを実際に償還といたしますか返済していただく際には、連帯保証を組んでいるので大丈夫というのは前提でございますけれども、返済していただく際に、法人の業況といたしますか、そういったものについては報告をいただいております。その際に決算書ですとか確定申告書だとかという一連の書類を頂いておりますが、一連の書類の中で、私どもが何か疑問を感じるような状況があれば、深くまた資料を頂いた中で確認をしていただければというふうに思っておりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） このたび、例えば例示にございました北海道昆布館など、新型コロナウイルスの影響により、それが引き金となりまして、このような残念な結果になってしまいました。

企業によりましては、事前に当町のほうに御相談なり御連絡をいただいている件もあります。しかしながら、いろいろそれぞれ企業の事情によりまして、もはや撤退の直前に御連絡、公表となるケースもございます。

再度の御答弁になりますが、当町といたしましては、こういった関係事業者等々、情報交換をしっかり行っていきまして、でき得る限りの協力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 相手があることなのであれですけども、今、男爵倶楽部についての決算書があるというようなことを議会で話したの公になってしまったのですけれども、それに対して情報公開法とか何とかで請求があった場合には、

真っ黒黒にして出すのか、そこのところの見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 情報公開条例の基づきましては、基本的には開示できる部分があります。開示されない部分がほとんどになるかと思っておりますので、恐らく真っ黒というような状況になるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） できれば公表してほしいという思いでちょっと確認したので、またあれしたいと思っております。4問目については、これで終わります。

では5問目、税金等の特別徴収制度について。

税金や介護保険料等の特別徴収制度、いわゆる老齢基礎年金等からの税金等の天引き制度は、納付者及び徴収者ともに便利な制度と認識しています。しかし、徴収額に変更があった場合の対応について、徴収者としての町の見解を伺いたいと思っております。

何らかの理由で徴収額が減少した場合、単純に変更後の金額を引落するか、あるいは引落を中止して納付書による一般徴収に切り替えればよいのではないかと考えるが、現行は、変更前の多い金額をそのまま天引きし、後で超過する金額を還付していると承知している。このような対応は、町民に少し不親切ではないかと思うが、天引きシステム、還付までの日数、徴収額が減少するケースがどの程度あるのか等を踏まえて、徴収者としての町の見解を伺いたい。

以上です。

○議長（木下 敏） 税務課長。

○税務課長（広部美幸） 税務課から個人町道民税を年金から特別徴収する制度についてお答えいたします。

当該年度の4月1日現在、65歳以上の公的年金を受給されている方で個人町道民税の納税義務がある方については、公的年金からの引き落とし、いわゆる特別徴収制度により納めていただいております。この制度は、地方税法第321条の7の2によって定められており、個人の選択に

よって変更できるものではないです。

天引きのシステムについて説明いたします。

個人町道民税は、毎年6月に決定し、その後、国保連合会を経由して公的年金支払機関へ特別徴収を依頼します。このため、新年度の4月、6月、8月の年金特別徴収分は、まだ税額が確定していないため、前年度の町道民税額の6分の1ずつを仮徴収として徴収し、税額が確定した後の10月、12月、2月の徴収分については、仮徴集された金額を差し引き、本徴集として年金より特別徴収いたします。この仮徴収税額が確定税額を上回る場合は、多く徴収された税額を還付することになります。

町が直接金融機関に引き落とし金額を変更できる制度ではないため、金額変更が反映されるには日数が必要となります。例年8月分の年金より天引きした町道民税が国税連携システムを経由して町に入金される9月10日過ぎに還付発生が確定いたします。その後、還付口座の調査に日数を要しますので、実際に還付となるのは、事務処理上入金となってから1か月半から2か月ほどが必要です。

令和2年度は、このようなケースが119名ございました。年金からの特別徴収制度は、国で定めた全国統一の制度でございますので、納付書で納める普通徴収に切り替えることはできませんが、七飯町としては、なるべく早く町民に還付できるよう事務処理を進めておりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） 福祉課からは介護保険料を年金から特別徴収する制度についてお答えいたします。

特別徴収制度、天引きの流れについてでございますが、国民健康保険中央会は、日本年金機構から送致された全国の特別徴収対象者情報を都道府県毎の情報に分類し、各都道府県国民健康保険連合会に送致します。都道府県国保連がその情報をさらに市町村ごとに分類し、各市町村に送致します。市町村は、その情報に賦課決定した特別徴収者の保険料情報を加え、都道府県国保連に送致し

ます。各市町村から送致された情報を都道府県国保連が集約し、国保中央会へ送致します。国保中央会は全国分を集約し、日本年金機構に送致します。日本年金機構は、その情報を基に全国の特別徴収される方の年金から介護保険料を天引きし、各市町村へ保険料を納入する介護保険法に定められた全国統一のシステムでございます。

介護保険料は、個人町道民税と同じく6月に新年度の保険料を決定し、日本年金機構に依頼を行います。このことから、新年度の保険料決定前の4月分、保険料決定月の6月分、各関係機関を経由し事務手続に日数を要する8月分の年金特別徴収分は、前年度の2月分と同額の保険料を仮徴収します。新保険料が確定した後の10月、12月、2月分の各月の特別徴収については、各年度の介護保険料年間合計額から4月から8月までに仮徴収した合計額を差し引いた保険料の3分の1となりますが、仮徴収合計額が新保険料の年額を上回る場合には、その差額を還付することになります。

介護保険料の事務処理を含めた還付までの日数については、さきに税務課長が答弁した内容と同様であり、七飯町から対象者が指定する口座へ入金するまで1か月半から2か月ほどでございます。

なお、今年度このような保険料減少による還付の件数については、367件でございます。

徴収者の見解については、特別徴収制度は介護保険法に定められた全国統一のシステムとなっており、市町村が年金情報を直接変更する権限を有していないことから、即時の金額変更、または普通徴収への切替えが行えず、年金を受給している方への還付には日数を要するものと認識しております。

しかしながら、保険料徴収事務の確実性、効率性の確保及び年金を受給されている方の保険料納付の利便性及び確実性の向上などのメリットがあるものと考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 特別徴収が国の制度なので、町としていかんともしがたいという内容につ

いては分かっているのです。

ただ、僕がこの件について1件だけ実例を知っているのですが、御報告したいと思います。

8月14日に年金引き落としされまして、還付されたのが10月27日。1万200円多く引いて戻しているという感じです。少ない年金から引かれて、1万円も、2か月も待たされて払われるという内容について、町としてはいかんともしがたいのでしょうかけれども、デジタル化を進めようとしている政府とかありますので、いろいろな機会ですらそういうものを直していくということは必要なのではないかなというふうに考えております。

僕は1件しか実例を知らないのですが、ちょっとどうなっているのだということを確認してみました。僕も債権回収をしていた経験から、強い者の立場でぱっとやる、すぐ訴訟だ、差押えだ、強制執行だ、告訴だというような感じでやっていたけれども、丁寧な説明とか相当早くから多く引き落とししたのが分かっている、通知を送って幾ら多くなります、どこに振り込むか送り返してください、また、いつ振り込みますという余計な手間もかかっているわけですから、その辺については留め置いていただいて業務改善をいつの日かしていただきたいなというふうに思います。それで5問目は終わります。

あと時間がないので、6番目の最後の質問です、すみません。

認知症の人に優しいまちづくり条例の制定について。

令和元年第2回定例会における同僚議員の一般質問「認知症の人に優しいまちづくりの条例をつくりませんか」に対して、当町の高齢者人口の増加状況、認知症に特化した条例を制定している市町村の取組内容等の事例等を紹介の上、「国の政策を注視しながら町の第8期介護保険事業計画の策定委員会の中で審議させていただく」と、その研究・検討を答弁されていました。非常に高尚な質問と答弁のやり取りであったと記憶しています。

町がそのことについて断念されたというのであれば、時間がかかっても議員提案での条例制定も

視野に入れるべき案件ではないかなというふうに考えています。

町のその後の検討状況及びその結論がどうなったのかについて、現状のところを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） 認知症の人に優しいまちづくり条例の制定についてでございますが、その後の検討状況といたしましては、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の検討会議の今後の取組に注視し、併せて、企業で新たに開発した認知症賠償保険などを調査研究しております。

第8期介護保険事業計画策定委員会については、第1回目を令和2年11月10日に開催しており、現計画である第7期介護保険事業計画の進捗状況の評価、第8期策定に向けての概要説明及び介護保険事業ニーズに関するアンケート調査結果を報告しております。

第1回目の策定委員の議事には、認知症に関するニーズ等も含まれており、各分野から参画いただいている策定委員に協議いただいているところでございます。

なお、介護保険サービス等具体的な施策については、今後開催する策定委員会以降より協議を進めることとしております。

全国自治体の条例制定状況及びその内容の調査についてでございますが、ほとんどの自治体の条例は、行政、住民、事業者の責務と役割を規定した理念条例であり、具体的な施策については地域福祉計画や高齢者福祉計画、介護保険事業計画に掲げ実行している状況にあります。

七飯町の状況については、平成19年10月1日施行の七飯町まちづくり基本条例で「私たち一人一人が町政に関心を持ち、自らの意思によってまちづくりに参加する、あるいは自らがまちづくりの担い手となって活動する自主自立のまちづくりを進めなければなりません。私たちはこのような認識の下、未来をつくる子どもたちの健やかな成長を願い、誰もが安心して暮らせる住みやすい住んでみたい七飯町の実現を目指し、この条例を

制定します」と理念が規定されており、また町住民、事業者など、まちづくりに関する責務及び役割、そして第33条には、高齢者や障害者の暮らしやすいまちづくりを規定しております。

七飯町介護保険事業計画は、その理念を施策として具体化するものと考えており、3年前に住民ニーズを把握し、施策に反映しているものがございます。

七飯町における認知症の人に優しいまちづくり条例の制定についてでございますが、七飯町まちづくり基本条例が制定されており、現段階では認知症に特化した条例によらなくても同様の効果が得られると考えております。

今後、さらなる高齢化の進展が見込まれる中、認知症の方やその家族の思いが尊重され、認知症の方を含む全ての方々が住み慣れた地域の中で暮らし続けることができるまちづくりを一層進めていくためには、誰もが認知症を我がこととして受け止め、町、住民、事業者、支援組織などが相互に連携しながら、共に支える取組を介護保険事業計画に登載し推進するとともに、今後も策定委員会をはじめ、広く意見を聴取、また国の施策を注視しながら継続して検討してまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） ということはあれですか、現在検討中だと考えていいのか、それとも既に似たような仕組みがあるので、当町については特別に条例をつくる必要がないというふうに考えているのかどうかということで、全国初の神戸モデルなどを見ると、介護保険法に規定する認知症ということで「脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう」という、これに対してのあれなのですけれども、いずれ我々もそうなる可能性があるわけです。

ということは、時間がかかってもいいので、そういう人たちが町全体で支える。介護者だけが負担するのではなくて、みんなで支えるような仕組みをとというような趣旨だったような気がするのですが、いいなと思ったのであれなのですけれども、

そこのところで検討中なのか、それとももう既にそういう制度があるというものなのか、あるいはもう必要であると考えてるけれども財源がないのでやれないとかということなのか、そこのところを、もう時間がないので簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） ただいま議員の御質問にあったとおり、今まさに策定委員会については11月に1回目やりまして、次回以降は今月とか、ずっと具体的な施策を検討してもらうという形でございます。その中でいろいろな意見を徴しながらということでございます。

また、国の施策についてなのですが、先ほど新オレンジプランと、私、国の施策について注視していると答弁させていただきましたが、その新オレンジプランについても、国のほうは令和2年末までの目標でございますので、その後どのように国のほうで動くのかということを見極めながらということでございます。

また、この新オレンジプランについてなのですが、平成28年に国の各関係省庁の認知症高齢者の事故等の実態把握に関する検討会、以前、平成19年度に事故、高齢者が、神戸が条例をつくっているいろいろな事業を始めたきっかけとなった事故を、平成28年なのですが、当時の内閣総理大臣が補償についての研究も各省庁に命令しているというところがございます。

その内容については、平成30年度で審議は終わっているのですが、その内容についても今後見極めながら、そういうもののまた制度ができてくれば、私どもも、現在はまちづくり基本条例、既存の平成19年度の部分でカバーできると思うのですけれども、具体的な施策についてはその部分で載せながら、認知症に特化した条例については今後またそこも、理念条例というのは町の強い意思を示したり、方向性を示す条例でございますので、そちらがいいのか、基本条例の既存のものでいいのかということも、今後検討していきたいという形でございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 最後の質問は、期待しているということを述べて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。  
田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、一つ目でございます峠下温浴施設について。

コロナ禍での昆布館の撤退は、峠下地区はもとより、七飯町にとっても大きな痛手となったが、一方では、峠下地区にラッキーピエロ、パークゴルフ場、道の駅、ザ・ダンシャクラウンジがあり、さらに峠下温浴施設が加わることになれば、地域振興のみならず、町の観光の目玉になり得ると期待が高まっており、令和3年4月開業を心待ちしている町民もいる。

そこで、次の点について伺いたい。

1、開業に向け、許認可等の現状はどうなっているのか。

2、立地場所は、七飯町準都市計画の特定用途制限地域内であるが、問題ないか。

3、町は、2億円近い経費で取付道路をつけるようだが、その事業名と理由、そして財源内訳は幾らか。

4、町からの開業に向けた補助金はあるのか。

以上です。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） それでは、都市住宅課に関連する1点目、2点目について答弁いたします。

御質問の1点目になりますが、本施設建設予定地においては、準都市計画区域内で流通工業地区のエリアに該当し、都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為に該当いたします。

許可までの流れとしては、開発行為事前審査会を令和2年4月6日に開催、開発行為の申請を令和2年4月22日に提出され、許可日が令和2年4月28日。その後、令和2年5月11日に着手届が提出されております。

また、本案件は、都市計画法第37条第1項の規定に基づき、令和2年6月16日に開発行為と

同時に工事を行うことができる建築承認申請が提出され、令和2年6月18日に承認している現状になっております。

工期におかれましては、令和3年3月末を予定しておりますが、同僚議員の一般質問に対し、経済部長が答弁説明にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、施設整備自体の見直しを行っている状況で、工期が当初より1年程度ずれ込むのではと伺っております。

今後、変更許可等の手続きが生じてくる現状にありますので、御理解のほどお願いいたします。

2点目についてですが、1点目と重複いたしますが、建設予定地においては、準都市計画区域内で、特定用途制限地域内の流通工業地区のエリアに該当する地域であることから、現在予定されている宿泊温泉施設については問題ありませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中正彦） 1点目について、農業委員会関係分としては、令和2年3月11日付により、農地法第4条第1項規定による農地転用に係る許可申請が農地所有適格法人であります合同会社エル・ファームより当農業委員会に提出され、3月25日開催の農業委員会総会において審議され、申請内容が許可相当であること、申請案件の一般社団法人北海道農業会議への意見聴取すること、北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合、会長専決による許可証を交付することが議決されております。

この総会の結果を踏まえ、令和2年4月3日付、上部組織であります一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取をしております。令和2年4月24日付、一般社団法人北海道農業会議において開催された北海道農業会議常設審議委員会において意見の聴取がなされ、審議の結果、同日付により農地転用行為が許可されております。

この結果に伴い、令和2年4月28日付、当農業委員会会長名により、農地法第4条許可指令書を交付許可されております。

なお、転用事業の工期につきましては、令和2年9月9日付、農地転用の工事進捗状況報告にお

いて、建設計画完了日令和4年5月31日に延期となっております。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 土木課長。

**○土木課長（佐々木陵二）** 3点目について答弁いたします。

本事業は、令和2年度予算審査特別委員会において、同僚議員から追加資料要求があり、御説明しており、繰り返しとなりますが、令和2年度単年度で事業着手から完成まで行う単年度事業となっております。事業名は、峠下2号線道路改良事業でございます。

理由といたしましては、峠下2号線の道路改良事業は、起点部には平成24年9月に開業したラッキーピエロ峠下総本店、中間部にはパークゴルフ場、終点部の先には電源開発があります。終点部には、現在建設予定であります温浴施設の入り口が予定されております。

平成27年以降の5年間で約20件程度の物損事故があり、平成28年2月には町のショベルが損害賠償を伴う事故も発生しております。幸いにして人身事故は記録されておきませんが、温浴施設の開業によって大幅に交通量が増加することが懸念されることから、拡幅工事を行い、車両通行の安全確保と事故の未然防止に努めることを目的とし、道路整備による利便性向上により、今後新たな企業の立地も期待されます。

道の駅エリアの発展と活性化のためには、いかにして利便性を高めて、交流人口及び滞留時間を増加させることが経済波及効果が得られる。道の駅ダンシャクラウンジは、新道川の南側にあり、現在計画されている温浴施設は北側を予定している。新道川があることにより、道の駅エリアが南北で寸断されており、峠下2号線の改良事業と併せ、新道川に連絡用通路を併せて整備することにより、道の駅エリアが一体利用されることとなることから、各施設の相乗効果を図ることを目的とし、温浴施設の残りの土地利用も併せて一体的なエリアの開発を期待するものでありますと回答させていただきます。

財源内訳につきましても、予算審査特別委員会で説明した内容ですが、詳細な内容は設計業務の

完了後に確定いたしますが、現在の計画では用地買収は3,000平方メートルで1,500万円、物件補償は6件で5,500万円、測量設計調査で2,100万円、本工事は工事延長360メートル、幅員は8メートルの車道に、2.5メートルの歩道で1億500万円、合計で1億9,600万円を予定しておりますと回答させていただきます。

財源内訳といたしましては、本事業は、国の社会資本整備総合交付金事業を活用しておりますので、国庫補助金として6割の1億1,760万円、残りの4割に対しまして、起債充当率が9割で7,056万円、一般財源が784万円となっております。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 環境生活課長。

**○環境生活課長（磯場嘉和）** 4点目についてですが、施設の整備に当たって、峠下地区が下水道区域外であることから、合併処理浄化槽設置整備補助金がございます。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** 政策推進課長。

**○政策推進課長（中村雄司）** 4点目の政策推進課所管分ですが、建設に係る費用の無利子の融資として、新規総合整備資金貸付制度、いわゆるふるさと融資がございますが、現段階では制度内容を事業者へお伝えしておりますが、活用するかどうか、また貸付希望額も不明であり、活用する場合にはふるさと財団を含め、今後の協議が必要になってくるものと考えております。

なお、ふるさと融資を活用する場合には、事業者は民間金融機関等との連帯保証が必要となりますので、その費用について町が一部補助する制度があるところでございます。

以上でございます。

**○議長（木下 敏）** ちょうど12時になりましたので暫時休憩したいと思います。1時再開ということで、田村議員の再質問から再開したいと思います。

1時まで暫時休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

田村敏郎議員の再質問より入ります。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、何点か質問してまいりたいと思います。

まず、開発行為については令和2年6月に承認していると、それから、農地転用については令和2年4月に許可が出ているということで、そういう流れからすると、もう既に建物というのですか、そういうものはでき得る状況にあるのではないかと思うのですけれども、それがまだなかなかついていないという話でございます。

その中で、改良区であるとか、あるいは上磯の漁協の同意であるとか、そこら辺がまずどういうふうな流れになっているか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、峠下については、準都市計画の特定用途制限地域内という網がかぶっているのですけれども、これについて問題ないよという答弁をいただきましたが、特定用途制限は中身をもう少し、どういうものが制限を受けてくるのか、そういう中身をちょっと教えていただきたい。

というのは、施設概要の中ではレストラン、物販、カフェ、それから浴場、それから客室というのは宿泊を伴うものだと思うのですけれども、そういうようなものが含まれている中で、どういうものであれば駄目なのかという、問題ないことは分かりましたけれども、どういうものが網をかぶることによって規制されているのかというのを、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから、3番目の道路でございますけれども、これについては峠下2号線の部分の道路計画にいつ載せて、こうやって流れてきているのか。まずそれを教えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど説明あったと思うのですけれども、現在何メートル道路を何ぼに拡張するかというのをちょっと聞き漏らしたと思うので、そこら辺をもう一度教えていただきたいというふうに

思います。

それから、4番目の補助金というか、町に来た場合の優遇措置はどういうふうなものがあるのかというところでふるさと融資、それから浄化槽という話でございましたけれども、これが適用になれば浄化槽の補助金は幾ら出るのか、それをちょっと教えていただきたい。

それから、それ以外に、ちょっと私も分かりませんけれども、例えば来て開業すると不均一課税がかかるとか、あるいは設備投資の補助金が出るよとか、あるいは雇用創出補助金が出るよとか、そういう話がなかったものですから、これらはいずれも対象外なのか、あるいはもし出るとすればどのぐらい出るのか、そこをもう一度教えていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） それでは、御質問の開発行為に当たり同意関係についてですけれども、上磯の改良区、漁協については、あその場所については、もともと用水はありますけれども、今回施設を建てることによって、用水としての機能が果たさなくなるということで、協議としてはそれで終わって、許認可関係は必要ないということで改良区なりから回答を得ております。

また、特定用途の制限の関係なのですけれども、準都市計画の中の特定用途制限の中には、住環境地区、また沿道サービス地区、また流通工業地区という3地区がありまして、今回の施設については、流通工業地区ということで、基本的にはホテル、また公衆浴場というものは許可になる地域になります。

御質問の、例えば駄目な施設についてになりますけれども、それについては個室付浴場、またはナイトクラブ、また危険性が大きい、また環境悪化のおそれがある施設について、制限がかかって建てられない場所というふうになっておりますので御理解願います。

以上です。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 3番の道路計画についてお答えいたします。

こちらの道路計画につきましては、第11次町

道整備5か年計画、こちらは令和2年から令和6年までの5年間の計画となっておりますが、こちらのほうに登載しております。

道路幅員は、現道ちょっと拡幅入っておりますので5メートルから6メートル程度の現道を、予算審査特別委員会の段階では8メートルで計画しておりましたけれども、設計して、結果、8メートルであれば補償物件がちょっと多くなってしまいますので、今は7.5メートルで計画しております。

以上です。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 浄化槽の設置の補助金の金額についてでございますが、浄化槽の容量で500人槽を設置ということで、人槽に掛ける1万円プラス192万円ということで692万円の支出予定となっております。

ただし、今年度中に浄化槽を設置しないということなので、今回の定例会で減額補正を提案しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） このたびの峠下の温泉施設につきましては、町の工場等設置補助金の対象外の業種でございますので、御承知おき願いたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 税務課長。

○税務課長（広部美幸） 固定資産税の不均一課税について御答弁申し上げます。

地方税法と半島振興法に基づき、もし温泉施設が旅館業に該当した場合は、要件を満たした場合、3年間固定資産税の特例が受けられます。3年間受けられた場合は、1年目は10分の1、2年目は4分の1、3年目は2分の1の固定資産税の特例が受けられます。

ただし、この温泉施設が旅館業に当てはまるかどうか、今現段階ではまだ分かっておりませんので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） ちょっと聞き漏らしたかも

しれませんけれども、改良区と漁協の関係で、用水の機能を果たさないという答弁がありましたけれども。ということは、どういうことに。新たに放流の道を作るのか。どういうふうになるのか、ちょっと理解できなかったもので、そこら辺、どういう意味なのかというのをもう一度お願いします。

それから、道路について、今のところ物件にかからない程度の7.5メートルという話でしたけれども、結構曲がっていて、障害物というか、それは全く触らないで、ある程度真っすぐのような形で拡幅工事ができるという考え方でいるということですか。

それから、4番目の関係ですけれども、商工観光のほうからは、そういう部分の雇用創出だとか、あるいは設備投資補助金というものには該当しないよということですよ。

それから税務のほうでは、旅館業に該当するかどうか。21室ですかね、ホテルとして25室。これは分からないですけれども。施設の概要として、こういうものをうたっているということであれば、これは何室以上だとかというのは決まっているのか。旅館業というのはどういう定義という、あまり詳しいのは要らないのですけれども、このまんまでいけば、該当するかもしれないという考え方でいいのでしょうか。それとも、出来上がらないと分からないというのも、またちょっとおかしな話で、そこら辺もう一度お話を伺いたいと思います。

それから、浄化槽については692万円。最後のほうがちょっと、出すとか出さないとかという話して、今回の補正で落とす落とさないとか、ちょっと聞き取れなかったものですから、これについてもう一度説明をお願いします。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 放流先は普通河川の新道川となっております、それに対して普通河川管理条例第8条第1項の規定で、河川管理者以外の者が工事を行う場合というものの届出が出てきます。その中に、河川の放流同意というものも出てきて、放流同意をもって土地改良区に対して放流同意もいただくと。漁協に関しては、不

確かではありますけれども、協議は要らないはずでございます。土地改良区からも放流同意願いをいただいているということで伺っております。

あと道路ですけれども、車が走るところにつきましては、2.75メートルと2.75メートル、車道の白線の内々で5.5メートルになります。7.5メートルというのは、5.5メートルに1メートルと1メートルの路肩をつけた状態。

今、ほかのうちの道路であれば、道路構造令でいけば8メートルという、路肩が1.25、1.25なのでありますが、25センチというのは除雪の、1回除雪したときの落ちこぼれ幅というものがございまして、それで25センチ車道にうかもしれないということで、今規定で8メートルとなっておりますけれども、うちの除雪のっていくタイミングですとか時間で調整がつかますので、8メートルにこだわって補償物件でほかにウン千万というお金が発生するのであれば、そこまでする必要はないのではないかと。交通量的にも1日何千台と走る道路ではないので、7.5メートルでいけるという判断で幅を決めております。

以上です。

○議長（木下 敏） 税務課長。

○税務課長（広部美幸） この公衆浴場の温浴施設が現段階で旅館業かどうか判断できかねますし、ホテルの部分がどの程度あるかもまだ見えてございませぬので、現段階ではうちのほうで該当になるかという答弁はできませんけれども、施設ができて、町のほうに申請などが上がってきた段階で該当になるかどうかを判断したいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 浄化槽の予算の関係でございますけれども、今定例会で減額補正を提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） 今の浄化槽の関係でございますけれども、当初は、令和2年度に浄化槽の設置予定ということで、先ほどの額を予算措置しておりましたが、しかし、先ほど同僚議員の答

弁にも経済部長が答弁しているとおりの、温浴施設内容について再検討を行うとのこととお話もいただいております。今後、スケジュールだとか施設の規模によって、浄化槽の規模も変わってくるものと思われまますので、現時点では500人槽を次の補正予算で落とさせていただいて、改めて新年度の予算で、令和3年度内でその部分の内容を精査した上で、何人槽になるかというのは提案していきたいと思っておりますので御理解いただきたいというふうに思います。

また、旅館業法の部分につきましては、保健所のほうに届出をして、何室の何人の部屋でやるということで、これは25部屋あるということであればホテル・旅館等になるということですので、保健所に正式な手続だとかというものをしてくる段階で、税務のほうのそういう部分も関係してくると思われまますので、併せて答弁させていただきます。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、浄化槽の関係の500人槽については検討の余地があるのだということは、多くなるか少なくなるか。少なくなるのではないのかなと思うのだけれども、やっぱりそういう方向での情報が入っているという理解でよろしいのでしょうか。分かりました。

それから用水の関係ですけれども、今の説明ですけれども、川に放流を、町がいいよという話であれば、それをもってオーケーですよという、そこら辺がよく分からないあれだったものですから、もう一度ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 町には町に放流同意願いです。七飯町に対して放流同意願いと河川の改築の手続が必要です。それはそれなのですが、土地改良区はそれとは別に、また放流同意というのを土地改良区から取るということですね。そちらのほうを取っているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） そうすると、業者から町に

対してと、それから業者から改良区に対して。この改良区に対しては既に取り替えているということなので、町に対しては既に取替えているということなので、放流については問題ありませんということですね。

そうしますと、一体何がこんなに。コロナだけの原因なのか。先ほど同僚議員の質問の中にも、温泉の補助金の問題が出てきましたけれども、ほかのものを見ますと、先ほども言いましたけれども、ほぼこのまんまスタートできて、15億円の投資が可能だと。あと問題は温泉と、それから補助金の問題と。

そう考えますと、こんなに1年も、町民の中には非常に期待感を持って待っているということで、コロナ禍だからというだけの問題なのか、もう少し温泉の補助金にまつわる課題みたいなものがあるのか、そこら辺知っている範囲でいいのですけれども、もしあれば、お願いしたいと思いません。

それから合同会社エル・ファーム、この会社は道内で初めて事業をするのか、道内で何か所事業を展開しているのか、そこら辺の情報があれば、ちょっと教えていただきたいと思いません。

それから、最終的には、町としては総体的に開業に向けての進捗状況は、今のところどのぐらいまで進んでいるという、ざっくりばらんに。1年ぐらい遅れると話も先ほどされていましたが、実際の開業に向けての進捗状況はどのぐらいなのか、そこら辺をちょっと説明をお願いしたいと思いません。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） それでは私のほうから、工期についてですけれども、進捗状況もそうなので、あくまでも温泉の許可が下りるといった先月からやぐら組んで現場は動いていますけれども、あちらいわくというか、相手側からすると、やっぱりコロナがいつまで続くかと。収束についても不透明な中で、今着工して開業しても、人の入りというのですか、そういうのがまだ見通せないの、改めて温泉の中の施設なり、ホテルの間仕切りというのですか、そういう施設自体の全体を改めて見直していきたいという

ことの報告を受けておりますので、それに対しての進捗状況というのはまだ報告を受けていませんが、理由としてはあくまでもコロナによって、先行きについてちょっと検討しながら建物を見直していくという報告を受けております。

エル・ファームについての、過去に温泉をやっているかどうかというのは、今回、農業生産法人として温泉施設をやっていくというのは、今回初めての事例であります。ただ、関連会社であるエル電のほうでは、函館、また札幌、岩見沢のほうに2件温泉を建てて稼働している状況になっております。

以上であります。

○議長（木下 敏） 答弁漏れあれば。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 大体分かりました。

そうすると、ざっくりばらんに言いますと、当初の温浴施設の計画概要というか、そういうものから規模の見直しをしている、すると。していると、言ったほうがいいかも分からないですけれども。実際これだけ工事が遅れるということは、そういうことを意味していると思うのですけれども。規模が小さくても、やる方向でやっているという考え方で、これについては、非常に観光の目玉にもなるという意味からすれば、町としても最大限協力していかなければ駄目だとは思いますが、そういう意味ではですね。

ですから、そこら辺の考え方をもう一度、町としての支援の考え方を聞かせたいと思いません。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） 同僚議員からも先ほど質問がありまして答弁してございます。

民間事業者のほうで、今回の新型コロナウイルス感染の影響が大きいということで、都市住宅課長も答弁しておりますが、現在そういう中で温泉をボーリングしていると、遅れながらもそうですけれども、開始しているという中で、コロナ対策をしなければならぬということから、当初示した施設内容も今検討していかなければならぬということで、それはどうなるかということの方向はまだ見えてございませんけれども、決定した段

階で民間のほうから町のほうにも情報提供があると思いますので、町としてもバックアップできるものはバックアップしていきますし、今後、情報提供を受けられるようなときになりましたら、またこちらからも、どうなりましたでしょうかというような聞き方というか、そういうものを確認しながら対応してまいりたいと思いますので、今後の行方を、何とも今は明確には言えませんが、御理解をいただきながら町としても対応していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 次に、2問目に参ります。

七飯町立地適正化計画について。

町は先般、町民に対し、立地適正化計画の説明会を開催し、令和3年3月には計画を決定し、公表に向けて進めている。

これは、今後、人口減少や少子高齢化がさらに進むと、生活を支える上下水道や道路などの公共施設や生活サービス施設、公共交通の維持が困難となることが予想されるため、コンパクトシティを推進し、長期的かつ緩やかに居住や施設を集約等により誘導していくまちづくりとしているが、対象となるのが本町地区、大中山地区の市街化区域で、都市機能誘導地域は居住誘導区域内のうち徒歩圏600メートルを設定するなど、かなり踏み込んでいるが、行政サービスの費用対効果を考えると、分散化を防ぎ集約する必要がある、そのために新たな規制をしなければならないなど、町民生活に支障が生じるのではないかと危惧するが、これからのまちづくりにどのようにこの計画を織り込んでいくのか、町長の所見を伺いたい。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） それでは、初めに本計画において、都市機能誘導地域600メートルと設定した七飯町の考え方でありますが、これは国土交通省が示す一般的に歩いて移動する範囲を半径800メートルと設定しております。このため、七飯町では北海道と協議を行い、七飯町においては市街地全体が坂が多い地域でありますので、徒歩や自転車で容易に施設間を移動できる範囲として生活文化交流拠点などと位置づけた地区を基本に半径600メートルと設定しているとこ

ろであります。

本町地域においては、国道5号とバス停留所七飯を中心に半径600メートルを目安とし、本町地域の都市機能誘導地域を約73ヘクタールを設定しております。

また、大中山・大川地域においても、国道5号と町道大中山1号線の交差点を中心に半径600メートルを目安とし、都市機能誘導地域を約58ヘクタールを設定する予定であります。

御質問のこれからのまちづくりにどのように計画を織り込んでいくのかになりますが、議員おっしゃるとおり、今後、人口減少や少子高齢化に伴い現在の道路などの公共インフラの維持が難しくなることでもあります。

また、町では懸念事項であります老朽化の著しい公共施設もあることから、施設の集約を考慮した施設改築等も視野に入れ、一定エリアにおいて利便性のよいコンパクトなまちづくりを念頭に、新しい規制をする計画ではなく、今後おおむね20年後を見据え、各誘導区域に長期的かつ緩やかに居住や公共施設を集約し誘導していくまちづくり計画でありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） まず、お聞きしたいのは、本町地区、大中山地区、それぞれ市街化区域を対象にしているという話でございますけれども、その人口密度がどのぐらいあるのか。

住民説明会で使った資料なんかを見ますと、令和2年現在では、人口が2万7,228人いる。そして10年後では2万4,696人になります。2,532人が減って9.3%減という数字を出されております。

そうなった場合、今の人口密度が、要は数ではなくて、私は総枠は人口の密度がどうなのかの、恐らく国あたりも考えているのは、そこら辺に置いているのではないかと思うのですよ。

ということになれば、当然本町地区の人口密度、あるいは大中山地区の人口密度、例えば何ぼに対して何人という密度が出れば、それをどう維持していくのか。増やすということは、これからなかなか難しいとすれば、人口密度をどのように

維持して、あるいは堅持してまちづくりをしていくかというのが私は実際のところ大きい課題になるのではないかと思うのです。

というのはなぜかという、やはり今までも議会でも議論してきましたけれども、問題になっているのは、大都市は昔はドーナツ化現象といって、集中した中の真ん中が空洞化して周りに分散していったという話ですけれども、七飯町の場合は、どっちかという虫食い状態ですよ。空き家が増えてきているという中でどういうふうに、人口を増やすか、あるいは人口密度を維持するかという話になると、私はどっちかという、密度を維持していかないと駄目でないかと。これがやっぱり立地適性化の計画ではないのかなという私は思いがあるのです。

市街化区域の中で、本町なんかを見ますと、大体600メートルの中で国道を中心に真ん中になっている。大中山も、国道を中心に駅もすっぽり入ってきている。ところが、本町地区の場合は駅はちょっと外れてきている。

そういう中で、地方公共交通の部分が軸になっていくのか、あるいは先般もいろいろデマンドだとか地域公共交通の中で市街化区域の中を回っていくのか、そういうようないろいろな考え方があると思うのですけれども、まず3月に公表するということは、そういうまちづくりも含めてこうやりますと、20年後に向けて緩やかにこういうようなことをします、こういうことをやることによって、この地区に人々が集まってくるというふうにして、行政の効率化を図るとともに集約された施設を活用してもらおうのだと。それによって、いいまちづくりになるのだという考え方できているのではないかと思うのですけれども。

まず、そこら辺の考え方として、市街化区域の人が集まってくる、緩やかでも結構なのですけれども、集まってくる人口なのか、あるいは現在の人口密度を維持していくのか。人口でいけば、密度もそうですけれども、減っていくのは目に見えているのです。したがって、にぎわいのある町にしよう、商店も来てもらいたい、そうして人を集めながらまちづくりをしようというのがこの狙いだと思うのですけれども、そこら辺の基本的な

考え方についてお話をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） ただいまの質問がありますが、現状も含め、どこの市町村もそうなのですけれども、空き家の問題は必ずなっているのですけれども、七飯町においても、将来人口減少、少子高齢化の進行や住宅、店舗についても郊外立地により市街地に拡散されるということが見られますので、今計画策定中でありましてけれども、国とか道で定めている市街地区域内の人口密度については、おおむねヘクタール当たり40人ということが望ましいということになっております。

七飯町においては、平成27年度の都市計画の基礎調査については、本町地域、大中山・大川地域の二つに分けておりますけれども、本町地域については現在ヘクタール当たり30人、大中山・大川地域についてはヘクタール当たり47人となっているのが平成27年度の基礎調査で分かっておりますので、これについては、議員おっしゃるとおり、今後少しでも人口密度を維持していくために、七飯町については本町地域、大中山地域を600メートルに設定しておりますが、今現実押さえているものは押さえているのですけれども、あくまでも20年先を見据えながら、スーパーなり公共施設の部分を集約して人口密度を保っていきたいということでの計画でありますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 本町は人口密度が30人、大中山地区については47人というように、国が示す基準に近いというのですか、国の示す基準というのですか、ヘクタール当たり40人というのを維持していくというのは必要だと思うのですけれども。

その中で、町の考え方をもう一度確認したいのは、市街化区域がありますよね。その中に居住誘導区域、その中に都市機能誘導区域という考え方で、中心に行けば行くほど充実した都市機能を集積しながら周りに居住地域という誘導地域を置いて、その周りが市街化区域だよという話だと思

うのですが、例えば本町にしても大中山にしても、今の話ですと一つになるのですけれども、例えば都市機能誘導区域については、分散といえばおかしいのですけれども、分けることができないのか、今は大ざっぱに600メートルという話の中で円を描いて、そこに集積という考え方ですけれども、例えば七飯町は坂の道だということで国道の上のほうに1か所、それから国道の下のほうに2か所だとかという、そういう都市機能誘導区域を分散化できるのかできないのか、そこら辺の考え方をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） ただいまの分散化についてですけれども、立地適正化計画については、あくまでもコンパクトなまちづくりになっておりまして、七飯町においては市街化区域を飛び地になって本町地域の市街化区域、また大中山・大川地区の市街化区域の二つに分かれておりますので、基本的には立地適正化計画は集約というものがありますけれども、七飯町は二つに分かれているので、あくまでも本町地域、大中山地域ということで、1か所ずつにしております。

その中で、なおかつ分散化となりますと、それこそ今回の計画の目的は施設集約なり公共交通といえますか、あと人が集まりやすいということで、あえて二つにするのではなくて、あくまでも町としての一つのまちづくりということで、立地適正化計画自体にたまたま七飯町には飛び地があるだけで、基本的には1か所にまとめていくまちづくりの計画になっておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） ちょっと補足ですが、都市機能誘導地域というのを市街化区域の中に居住区域と都市機能と区域を決めてございます。

今、田村議員が言ったのが、例えば国道より上に一つ、国道より下に何かの施設と分散できないかというようなお話もあったかなと思います。

あくまで区域の中に、そういうものと合致する施設が、希望しているその方々がそちらに行きたいということであれば、そこはそことして施設を建てる人たち、病院であれば病院が、ここに建て

たいのですけれどもどうですかと言ったら、そこは誘導区域に入っていますから、この中であればどこでもいいですよということになりますから、こちらが分けるのではなくて、あくまで都市機能として集約する部分は、先ほど課長が言った、何ヘクタールという数字を示しましたけれども、その中で誘導していくと。

居住用については、計画では今のところ市街化区域を網羅して、そこを居住用誘導区域というふうにしてございますので、先ほど課長の答弁もありましたが、やっぱりこの計画は人口密度というか、その密度を何とか維持していこうと。

昨日も同僚議員に説明いたしましたが、やはり人口密度を確保しなければ、例えば空き家が増えてくれば、そこにいた商店の方々が今までの商売ができないということで撤退したりということもありますから、そういうことがないように何とか維持していこうという計画でございますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 言わんとしていることは理解できますし、恐らく国の考え方に沿った答弁だと思うのですけれども、やはり市町村それぞれの独自性というか特異性があるわけですから、例えば先ほど言いましたよね、国のほうは800メートルだけれども、町は600メートルに坂だからしますよと。

だけれども、市街化区域の端から端までとすると、そういう600メートルで800メートルでは済まないのですよ。やっぱりそういうものをきちっと理解した上で600メートルとするのであれば、都市機能誘導施設といったようなものの最低限必要なものをここに配置する、ここにも配置するとか、そういうふうにやらないと町民そのものが困るのではないですか。

通常、徒歩圏であれば800メートルですよという議論は分かります。町は600メートルにしました。それはいいことですね。だけれども、市街化区域から見ると端から端ですから、センターに600メートル置いて、それ以上かかるのです、歩いていけば。

ですから、そうであれば、中央に都市機能を集約して、あとはデマンドなり何なりで運びますよというのなら分かりますけれども、それはそれなりの効果はあると思うのですけれども、そういうものも何も示さないで、とにかく集約しないと駄目だからという発想であれば、やはり町民不在のまちづくりに私はなってしまうのではないかと思うのですよ。

したがって、やっぱりそれには地域の公共交通をきちっと回して、都市機能誘導区域に運びますという中でそういう一体化としてのまちづくりをしていくのだというのなら分かりますけれども、ただ何となく、そういう仕組みですよという話であれば、もう来年の3月ですから、そこら辺を分散化するのか、あるいは早急にそういう公共交通を使った運行というもので集約していくのだと。

これはどちらなのか、私分かりませんが、町はそこら辺どういうふうを考えているのか、まずそこについてお話を伺いたいと思います。

それから、いろいろな施設を誘導すると言っていますけれども、これは全てが町が誘導するわけでは僕はないと思うのですね。商店なんかは、町営でやるという話には……。具体的に商店なんかを引っ張ってくる場合はどういうふうに行っていくのか、これは国のほうでもありますよね。コンパクトシティに関する支援施策ということで。

支援措置が国ではいろいろ書いていますよね。計画策定支援、あるいは都市機能誘導区域関連の支援、21件ありますけれども、居住誘導区域関連の支援7件、立地計画区域内の支援4件、関連として地域公共交通14件、都市再生、都市市街化、中心市街地活性化29件、医療福祉、子育て支援、都市、農業、公共施設再編、住宅、学校、防災、広域連携、様々な形で国の支援策がある中で、しっかり町のまちづくりを私のちょっとした例えの話ですけれども、そこら辺を十分に練った上で道と協議してやっていくのか。そこら辺の考え方をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） 御質問の地域公共交通についても、立地適正化計画での協議の中で

はもちろん出てきております。あくまでも計画を設定した中で、今おっしゃった各種事業は様々ありますので、この計画をまず設定した中で、地域公共交通で整備できるものとか、また、既存の建物をどうしていこうかというものは、今後計画して、設定でいかに集約していくかというものは今後の課題になっておりますので、改めて決まり次第、お示ししていきたいなと思っております。

以上であります。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 一つには、都市機能誘導区域に対する誘導施設は、例えば子育て世代に対応した子育て支援のための施設は、幼稚園、保育所、支援センターなど様々子どもに対する支援施策があります。それを1か所に集めるのか、分散しておくというのがやはり子育てにとって私はしっかりとサポートができるのではないかと。そういう意味で分散化が必要でないかという話なのです。

ですから、そこら辺を引くくめて、しっかりと町として立地適正化の計画については検討しながら、これはちょっと分からないですけれども、20年先を見据えてというのですけれども、途中で見直しとかあるのかどうかと。

それから、もう1点ちょっと気になるのは、これは本町地区、大中山地区の市街化区域についてのいろいろな施策でありますけれども、これについて私たち七飯町というのは、峠下地区、藤城地区、それから大沼地区、それぞれあるのですね。こういう地区ごとに、本町、大中山の立地適正化計画、これはこれとしながらも、今言った峠下、藤城、大沼地区のまちづくりというものも並行してやっていかないと、私は七飯町として駄目ではないかと思うのですよ。そこら辺の考え方もお聞かせ願いたいと思いますし。

それから、1か所に集めるという話であれば、当然規制が出てくるはずなのです。分散化を防ぐための規制が出てくる。そういった場合に、ここにも書きましたけれども、町民に対して不利益が出てくる、あるいは個人的な投資とは言わないですけれども、様々な分譲だとかいろいろなものも出てくるのではないかと思いますけれども、そ

こら辺の規制についても、もし考え方があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、全体の話といましようか、個々にも具体的に議員が聞かれていますわけではなくて、それぞれの部分の大まかな考え方といましようか、その辺について言われているのかなと思ってございます。

一応都市機能分散化の部分については、議員おっしゃるとおり、地域交通の形を、今地域交通の関係で審議会をつくって具体的にやりましよう。それと絡めたような形の中で、交通の利便性といましようか、そういうのを上げていきたいというような考え方で、今現在の市街化区域である部分について、交通を確保するというような形で、ある程度は方向が見出せるのかなと感じはしています。

既存の施設、例えば病院でも幼稚園でも保育所でもスーパーでも、今現在あるものを壊してやれるかといったら、現実問題ではないと思います。

ある程度機能しているところについて、その地域交通と絡めて、その周辺のところの部分的なものの人口密度を確保していくというのが現実的な対応ではないかなという感じはしております。

それによって空き住宅の解消、また空き住宅が多いのであれば、そこに例えばお店屋がなければお店屋を持ってくるような仕掛けが必要だろうし、そこで不便なものがあるのなら、そこにも必要だろうというような、これは市街化区域の中の話ですけども、そのような取組も必要になってくるのだろうなど。広い意味で、あるものは生かして、人口密度をいかにして保ちながら、まちづくりをしていくというのが課題になる。

それが今すぐ、来年、計画に盛り込めるかという、なかなか厳しいものがあるので、先々20年で、いろいろな国の補助だとか交付金を利用しながら決めていきたいという考え方で、すぐこうする、ああするというのはなかなか難しい問題だと思いますので、全体の考え方だけについて、今、立地適正化計画の分については御理解をお願いしたいなと思ってございます。

それと、藤城だとか峠下だとか大沼地区のまち

づくりの関連でございますが、当然それは今の立地適正化計画に当てはまりませんが、別な形の中で十分に検討していかなければ駄目は話になってこようと思います。それについても、まだ今すぐという話になりませんが、当然考えていかなければ駄目だということで認識しておりますので、その点については御理解をお願いしたいなと思ってございます。

あと、規制の関係については、それぞれ個々に出たこない、そういう規制が実際検討できないと思いますので、その辺については個々に出たときに慎重に対応したいなと思ってございますので御理解をお願いしたいなと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 分かりますけれども、基本的には、今すぐ、どうのこうのではなくて、私が言いたいのは、立地適正化計画を来年の3月に出すのであれば、当然20年先を見据えた中での計画が出てくるのではないかと。そういう中では当然20年先の、具体的に何をやるということではないけれども、規制も当然ありきだろうと。それも集約するための計画ですから、当然規制をかけないと分散してしまうのです。地価の安いところだとか、何だとかという話になってしまう。

私はちょうどいい機会ではないかと思うのですよ。今すぐ、どうのこうのではなくて、20年先を見据えて、そして前回の9月定例会では町長も、体育館だとか、あるいは地域センターだとかプールだとか、ああいうところを着手したい。そうすると、当然立地計画の中にもどういふふうに、改修になるのか何になるのか私は分かりませんが、やっぱりそういうものが盛り込まれてくると思うのですよね。

ですからやっぱり、しっかりとそこら辺は3月にどういう形で上がってくるか分かりませんが、20年後の私たちの町はどうなっているのかという、あるいは総合計画が6次になるのか6次を越えてその先を行っているか、ちょっと分かりませんが、そういうまちづくりがどうなるかというのは、やはりしっかりと見据えながら立地計画を私は立てていただきたいということ。

それから、先ほど言ったように、大沼地区はかなり疲弊しています。峠下もそうです。藤城もそうです。このままでは本当に大変なことになってしまう。特に大沼なんかは商店も軒並み閉店しているというのですかね、閑散としている。そういう中でこういう立地計画が出ると、それと呼応したように、そういう地区の疲弊感をどういうふうに解消しながらバランスの取れたまちづくりをしていくか。そこら辺がやはり私は大きな課題ではないかと思えますけれども、最後に町長に、そこら辺のまちづくりの決意を聞きたいと思えます。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、町長が最後にもしかしたらいい答えが出ればお答えするかもわかりませんが、現実問題としてかなり大きな課題過ぎて、今の財政状況については相当時間がかかるのではないかなと思ってございます。

特に市街化区域の分についても、かなり老朽化した建物も中心にございます。また、大沼に関して、藤城についても、同様です。それを一堂にこうやって、全体としてそれぞれの町を比べて構想を練りなさいといっても、本当に絵に描いた餅になるのが正直なところだと思います。

財政の裏付けを持ったものの中で十分に検討していきたいなという考え方になろうかなと。それについてはしばらく長期的に少し考えさせていたきたいなと思ってございます。今すぐ、どうするのだ、こうするのだと、今の立地適正にこういうのを併せて、こうして考えるべきだという御指摘ですけれども、それについては、ちょっとなかなかすぐ検討が難しいのではないかなと。計画は幾らでもつくれるのでしょけれども、その裏付けとなるものがない以上、説得力もなくなりますし、変に期待感というような形も出てくるので、今すぐに3年とか、五、六年の部分の近い部分について、できるだけ整備をしていきたい。

あと、その後も、また財政状況を見て、手をかけていきたいという考え方になろうかなと思えますので、今の段階についてはこれ以上のコメントはなかなかというか、答弁は私どもは控えさせていただきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 町長

○町長（中宮安一） これはある意味、私も、もしかしたら差別化みたいな、都市計画区域内の市街化区域に特化しての計画なのですね。ですから、今おっしゃるとおり、藤城、峠下、大沼、あるいはもっと言えば、豊田、中島、そういった都市計画区域内の調整区域すらも抜けている。そういうところでもありますので、これはある意味片手落ちみたいな気がしております。

ですから、七飯町には都市計画区域もありますけれども、自由区域もある、あるいは準都市区域もある。そういったところにも同じような、例えば農村活性化計画みたいな、あるいは観光地活性化計画みたいな、そういうものもぜひ私は国のほうがそういう制度をつくっていただいて、そういった中で計画を立てると、いわゆる補助金なり交付金なり、そういったものを頂きながら、町の活性化ができるぞという制度が私はぜひ必要だというふうに思っていますので、これから先の話になりますけれども、しっかりそこは国のほうに訴えていきたい、あるいは北海道のほうにもぜひ訴えながら、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第3

議案第59号 地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第59号地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（釣谷隆士） それでは、議案第59号地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

当該整理条例は、地方税法の改正という同一の改正理由によることから、三つの条例の一部改正をそれぞれ条建ての構成とし、一つにまとめて提案するものでございます。

主な改正内容につきましては、議案関係資料で御説明申し上げますので、資料1ページ、地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の概要をお開き願います。

まず、一つ目の1の制定理由でございます。

令和2年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)による地方税法の改正に伴い、七飯町債権の管理に関する条例、七飯町後期高齢者医療に関する条例及び七飯町介護保険条例の改正が必要なため、当該整理条例を制定するものでございます。

2の制定内容でございます。

七飯町債権の管理に関する条例附則第4項、七飯町後期高齢者医療に関する条例附則第3条、七飯町介護保険条例附則第6条、この三つの条例に掲げる規定中の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と改正し、そのほかの用語についても規定の整理等により、併せて改正するものでございます。

3の施行期日として、この条例は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

4の経過措置として、この条例は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

なお、議案関係資料2ページの資料2は、第1条に規定する七飯町債権の管理に関する条例新旧対照表、3ページの資料3は、第2条に規定する七飯町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表、4ページの資料4は第3条に規定する七飯町介護保険条例新旧対照表となっておりますので、御参照願います。

地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての提案説明は、以上でござ

います。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。  
これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。  
議案第59号地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4

#### 議案第60号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について

---

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第60号七飯町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第60号七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明申し上げます。

改正する内容については、お手元に配付されております議案関係資料の5ページ、資料5の七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1の改正理由といたしまして、令和2年9月4日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、七飯町国民健康保険税条例の改正が必要なため、所要の一部改正を行うものです。

次に、2の改正内容といたしまして、国民健康保険税の軽減判定所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を引き上げるなどの規定の整備を行います。

3の施行期日といたしまして、この条例は、令和3年1月1日から施行いたします。

次に、4の経過措置といたしまして、この条例による改正後の規定については、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

新旧対照表につきましては、次のページの資料6に添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第60号七飯町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5

#### 議案第61号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について

---

○議長（木下 敏） 日程第5 議案第61号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、議案第61号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について御説明いたします。

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるもので

ございます。

1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置は、2施設ありまして、施設の名称は、七飯町大沼国際セミナーハウスと七飯町大沼森林公園でございます。

施設の位置は、両施設が一体となっており、亀田郡七飯町字大沼町127番地1でございます。

次に、指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者氏名ですが、住所は、亀田郡七飯町字大沼町127番地1、名称は、一般財団法人北海道大沼国際交流協会、代表者氏名、理事長、中宮安一でございます。

次に、管理を行わせる期間ですが、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

続いて、議案関係資料の8ページ、資料7、指定管理者選定経過概要を御覧ください。

本年8月3日に公募を開始し、8月17日に公募説明会を開催しました。説明会には、一般財団法人北海道大沼国際交流協会と株式会社羽衣運輸の2団体が出席されました。その後、応募登録の申し込み期限の8月24日までに一般財団法人北海道大沼国際交流協会が登録し、9月25日の提出期限までに指定管理者指定申請書を提出しております。

10月8日に指定管理者選定委員会を開催し、提出書類及びヒアリングにより審査し、評価が行われた結果、500点満点中399.0点の評価となり、指定管理者の候補者として選定し、このたび御提案させていただくものです。

また、本定例会に御提案しております議案第64号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第8号）の第3表、債務負担行為補正に指定管理料3年間分の総額9,471万3,000円を計上させていただきます。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 何点か確認させていただきます。

協定書を締結すると思うのですけれども、それ

の主な内容というか、前と全く同じ内容なのかというところ、指定管理料の根拠というか、二つの施設なのですけれども、分かれているのかどうかというところ、説明会には2社来たのだけれども、実質1社しかないということで、ここの指定管理者となるべき団体が指定管理してもらおうというのがもう決まっているというか、そうせざるを得ないような状況なのですけれども、公募制の形骸化というか、当初スタートしたときはいいのかもしれないのですけれども、何年もたつとそれで果たしていいのかなというところ、ちょっとその辺の町の考え方を教えていただければと思うのですけれども。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） まず指定管理の協定書の考え方でございますが、協定書には二つございまして、基本協定と年度協定というのがございます。

まず、基本協定につきましては、指定管理の業務の内容と申しますか、3年間お願いしますよという内容でございます。その中には、通常の管理の内容の協定となっております、基本的にはこちらは前回3年分と変わってございません。

そして、年度協定につきましては、金額につきまして毎年度協定を結ぶものとなっております。こちらは金額の協定になりますので、毎年度協定を結んだ中で指定管理をお願いするといった内容になってございます。

続いて、料金の関係でございますが、指定管理料につきましては、1本で管理委託料としてということでお支払いをさせていただいております。ただ、その中でかかる経費につきましては、中で内訳をつくって整備しているというところでございます。ただ、一体として管理しているという部分もあって、除雪だとかといった部分は一体となったというところがあるところでございます。

公募の内容で、2社が説明会に来られたというところで、実際、1社しか手上げができなかったというところでございますが、こちらは、公募の募集要件の中で一定程度これまでの経験だとかといったものが条件としてございますので、たまた

ま合致されなかったという状況でございます。

以前は、ほかにも町内のホテルだとかといったことで紹介だとかあったことがございましたけれども、なかなかそこまで至らないというような状況でございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 3年間の債務負担行為ということで、これは一般会計の補正予算のほうで議論するような形になるのですけれども、ここに載っている金額というのは、そのときにやればいいのかもしいのですけれども、基本的には今までと同じ金額ですか。それとも若干増えているとか、この範囲内で決めるということなので、幾らになるかはその都度ということになるのかもしれないのですけれども、その決め方というのはどういうあれなのか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 指定管理の料金の決め方ですけれども、まず公募要項を配布して、公募する段階に町が定める指定管理料の上限額ということをお示しさせていただきます。それは、収支状況をこれまでの実績等を鑑みて指定管理料を作成しまして、それはあくまでも上限額というところなんです。その後、指定管理を行いたいという団体から提案があって、その金額等これから何々をやりたいというような提案をいただいた中で選定してございます。そのときの金額が今回債務負担行為というところで設定させていただいている金額となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 各1点ずつお願いします。

今回落とした大沼国際交流協会と社会福祉法人ななえ福祉会の本店所在地を教えてください。

○議長（木下 敏） ななえ福祉会はまだ議題になっていないので。

政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） まず今回の指定管理の内容で、大沼国際セミナーハウスの指定管理

における指定管理者となるべき団体の名称が一般財団法人北海道大沼国際交流協会、所在地は亀田郡七飯町字大沼町127番地1、本店所在地ですけれども、亀田郡七飯町字大沼町127番地1でございます。

以上です。

**○議長（木下 敏）** ほか、質疑ございませんか。

平松俊一議員。

**○3番（平松俊一）** 1点だけお尋ねをしたいのですけれども、セミナーハウスの使い方というのを指定して、それを受けれる公募をしているという解釈でよろしいのでしょうか。例えば事業提案みたいなものを受けれるという、そういう枠というのですか、その考え方はない公募なのでしょうか。

質問の趣旨、分かりますでしょうか。こういう使い方しかできないので、それをやってくれという出し方なのか、もしくはこういう使い方をしたという人たちにいろいろな提案をしてくださいという公募なのか、どちらだったのでしょうか。

**○議長（木下 敏）** 政策推進課長。

**○政策推進課長（中村雄司）** 指定管理制度といたしましては、施設の管理という観点でまず1点基本的にはございます。それ以外にも、施設の管理以外でも、例えばセミナーハウスで申し上げますといろいろな講座もございますので、そういった講座の充実だとかといったこともございます。そのほかにも、基本的には町が指定するもの以外にも自主事業ということで、そちらのほうは事業を提案していただくというようなことも考えられますので、施設管理に特化したものだけの提案ではなくて、指定管理者がこういったものをやりたいといった思いも含めて提案できるようなこととなっております。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 平松俊一議員。

**○3番（平松俊一）** 今回も含めてですけれども、今まで何社があったと言っていましたけれども、そういう事業提案の中で、これは例えば物を売ることだから駄目だとか、何かそういう条件ではねられることは多かったのでしょうか。あまり

にも縛りが多過ぎてなかなか新提案ができないような状況になっているのではないかなということちょっと危惧しているのです、そういうことに対して町は何か、もう三十何年もたっているのです、今までと同じことではなくて、少し別な企画で維持管理もしながらやってくれるところを募集したいという意欲があったのかどうかですね。その辺ちょっとお尋ねをしたいと思います。

**○議長（木下 敏）** 政策推進課長。

**○政策推進課長（中村雄司）** ただいまの御質問で、これまでの取組だけではどうかというような話でもございますし、また新しい取組だとか、また新しい取組をやることによって何か弊害があったのかというような部分かと思えます。

まず基本的には、弊害と申しますか、できることをやってくださいという話になりますので、既存の中でやっていただくというような中身でございます。地理的にどうしても大沼国定公園ということで制限はあるものの、逆に大沼というような自然を生かすような提案だとか、そういったものも考えられるのかなと思ってございます。

そして、最近で申し上げますと、ワーキングだとか新しい取組なんかも今回の自主事業の中で提案されてきているといった状況もございます。指定管理を募集された方も、今回これまでのままとのことだけではなく、新しい取組なんかも進めていっているというような状況ですので、そういった部分も、町としても後押しをしていければなというふうに思っております。

以上です。

**○議長（木下 敏）** 平松俊一議員。

**○3番（平松俊一）** 例えばリモートワークの会場に使いたいとかという、お金を取ってやるということに、この施設は駄目なのでしょうか、そういう状況は。お金を取るということは会費程度みたいな形で、いわゆるセミナーだとか会社の出先機関のような使い方をすることとは、不可能な施設なのでしょうか。最後にそれだけ。

**○議長（木下 敏）** 政策推進課長。

**○政策推進課長（中村雄司）** まず、料金の関係でございますけれども、会社が施設の部屋を、例えば借りるだとかといった目的で、貸し館として

提供する分にはお金を取ることができるのですが、それ以外の部分については料金は取れません。ただ、今、実態としましては、例えばコーヒーサービスですとかといった部分で使っただくというような中でお金を頂いているというような状況がございますので、ケース・バイ・ケースによって考えられるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第61号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6

### 議案第62号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について

---

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第62号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） それでは、議案第62号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

初めに、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、施設の名称は、精神障害者通所授産施設（ぼぼろ館）。施設の位置は、亀田郡七飯町鳴川5丁目348番地3でございます。

次に、指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者氏名でございますが、住所は、亀田郡七飯町字中野210番地2、名称は社会福祉法人ななえ福祉会、代表者氏名は、理事長、馬場修一氏でございます。

次に、管理を行わせる期間でございますが、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

続いて、議案関係資料8ページ、資料7、指定管理者選定経過概要を御覧ください。

選定経過でございますが、本年8月3日に公募を開始し、8月17日に公募説明会を開催いたしました。説明会には、社会福祉法人ななえ福祉会の1団体が出席されました。その後、応募登録の申し込み期限である8月24日までに社会福祉法人ななえ福祉会が登録し、9月25日の申請提出期限までに社会福祉法人ななえ福祉会が指定管理者指定申請書を提出してございます。

10月4日に選定委員会を開催し、提出書類及びヒアリングによる審査を行い、評価が行われた結果、500点満点中407.6点の評価となり、指定管理者の候補として選定し、このたび御提案させていただいたものでございます。

また、本定例会に御提案させていただいている議案第64号令和2年度一般会計補正予算（第8号）の第3表、債務負担行為補正に指定管理を3か年で総額1億2,492万9,000円を計上させていただきます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） すみません、先ほどの議案第61号と同じように、協定書の内容と指定管理料の考え方です。単純に債務負担行為が今の予算の3倍というような考え方なのか、その辺のところと。

公募制度は、一応条例があって公募で求めているのですけれども、基本的にはここにしかお願いしないというような慣例のようなものの形がある程度できて、しかも指定管理者の業務状況評価というのを見ても、毎年同じような内容のコメントが載る程度で、指定管理者には民間の力を使って公務員ではないあれでもっとやってほしいというのがあるのですけれども、果たしてその目的に沿った、これが別におかしいことをしているとかというようなことがあって、ここが反対だとかということではないのですけれども、そういうような趣旨からいって、指定管理者の選定の説明に1社しか説明に来なくて、1社しか応募がなくて、それでもう1社決まって、ずっと繰り返している流れとか何とかというのは問題ないと考えているのかどうかで、そこのところをといて、なおかつ別なところが出てきてどうこうというともまた困るのかなというのもあるのですけれども、そういうような考え方について、ちょっと説明をいただければなというふうに思います。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） ただいま御質問にありました説明会等行いまして、1社しか来ないと。それが毎回続いている状況についての見解というところでよろしかったですね。

実際、ぼぼろ館については、障害者の総合支援法第80条に規定する障害福祉施設、就労Bというところなのですが、こちらについては、障害者の方で病気や難病、精神疾患とか、いろいろな条件で企業等で雇用契約を結んで働くことができない方が福祉サービス施設で軽作業などの就労訓練を行う。ここで軽作業を行いながら工賃を頂いて、次の就労に向けて、ここから卒業して地域での企業に就職するとか、そういう訓練とかしながら行う施設でございます。

そういった意味では、こういう障害者福祉施設等のノウハウを持っている団体等が、町内等普通の社会福祉法人とか株式会社でそういう施設を運営しているところもございますが、こういう特殊な施設なもので、なかなかこういう公募に対して選定する際、申し込みの際、件数が少ないのかなという感覚でいるものでございます。

もともと、ぼぼろ館は最初は違う医療法人が行っていて、今の法人がずっと行っているというところでございますが、途中で何社か申し込んだ経緯もございますけれども、実際は、ずっとぼぼろ館のほうについては、ななえ福祉会のほうで指定管理を受けているという状況でございます。

ただ、ずっと昔から1社ではないというところでございますので、そういった意味では考え方にはいろいろな複数の法人が手挙げしていただければ、議員のおっしゃるような競争原理等働いてくるといった感覚では私どももいますので、御理解のほどよろしくお祈いします。

また、指定管理料についても、先ほどの議員の御質問のとおり、年間の金額の3倍が今回定例会の補正予算で提案させていただいているところでございますので、ここについても前年比、1年当たり51万5,000円ほど増額しておりますが、前は消費税10%の時代ではない8%の時代のほうで指定管理を受けているところでございますので、この辺も考慮しながらこの金額になっているというところでございますので御理解のほどよろしくお祈いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 終わります。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第62号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7

## 議案第63号 防災行政無線整備等事業 業務委託契約について

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第63号防災行政無線整備等事業業務委託契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、議案第63号防災行政無線整備等事業業務委託契約について提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、防災行政無線整備等事業業務委託契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

契約の名称は、防災行政無線整備等事業業務委託契約。

1、契約の目的は、防災行政無線整備等事業業務、同報系防災行政無線システムの整備、親局、遠隔制御装置、屋外子局、戸別受信機、デジタルサイネージの整備構築をするものでございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

3番の契約金額については、6億8,334万2,000円。

契約の相手方は、宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北、代表取締役社長、濱功明氏でございます。

議案関係資料9ページ、資料8に入札の経過と結果を添付しておりますので御参照ください。

提案説明は以上となります。議決いただきますよう御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 1点だけ質問いたします。

一般競争入札ということになっていきますけれども、これは普通に考えたら、今までこの業者しかない、受注できない事業をずっとやってきているわけですから、随意契約とかそういう別の契約方法のほうがよかったのではないかと思うのですが、一般競争入札にしたという理由を教え

ていただきたいと思っております。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） 検討の段階からNTTデータ製の防災行政無線であるということ承知しながらいろいろ提案を受けてきた経緯はございましたが、いろいろホームページを見ると、ほかの普通の株式会社でもこのシステムをホームページに載せていた業者がありましたので、全国的にもっとできるところがあるかもしれないということで、一般競争入札にして公募したところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） システムとして使える会社はあるという説明なのですね、今。このNTTの防災システムを使って商売をしようという会社はあるから競争入札にしたと。

ただし、今までいろいろ調査ですとか何とか、全部NTTのこの会社でやってきたのですよね。ほかの会社が入札に参加できる余地というのはあったのですか、今までの調査業務だ何だで。私らはこしかないという解釈で捉えていたのですけれども、それは違ったのでしょうかね。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） ただいま御質問にございました調査等につきましては、実施設計をほかの業者、通電技術という業者に委託しております、その業者で実施設計の中で調査等を全行っておりますので、このNTTデータが調査等を行っているものではございません。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、同僚議員が質問しましたように、この事業は結構特殊な事業ではあるのですが、この入札に当たって、どのくらいの期間公募の情報を流して、どのような対象にどうふうに流して努力したのかというのが一つですね。それから、入札率が今回これでいきますと約97%というようなことになっていきますけれども、1%変わるだけで、これでいきますと621万円も

変わるという事業ですよ。そういった点でいえば、もう少し複数になるような努力が必要ではなかったのかというふうに思うわけですが、その辺について町の認識といますか、その辺ちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） 初めに、公告の期間でございますが、七飯町契約規則の第4条に、一般競争入札の公告については10日前までということで規定されておりますので、今回の公募につきましても10日間の期間を取って公募してございます。

また、公募の方法につきましては、ホームページのほうに載せて、公募をかけている状態でございます。できるだけ多くの業者が参加できるような条件ということでしたが、それを狙って一般競争入札というところにした経緯がございますので御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 結局、1社だけということになったわけですが、例えば町は、競争入札にするために1社しか応募しなかった場合に再度公募するとか、そういう努力はこれまでしたことがあるのか。この件に関して、1社だけになったときに、そういった判断といますか、どのように考えておられたのか、ちょっと伺いたいなと。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 指名競争入札であれば2社以上なければ競争原理が働きませんが、一般競争入札は公告している時点で競争原理が働いております。ですので、1社の応募で契約上、何ら問題はございません。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 1社のみで問題はないということはお互いだと思うのですが、要するに町の財政状況を鑑みますと、できるだけ競争入札になって、より低額の価格でこういう事業ができるように努力ということが必要なことではないかと思うのですが、その辺はどういうふうに今回

考えられたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） 繰り返しになりますが、一般競争入札という方式を取らせていただいたのは、公告の出した時点で競争の原理が働くという、先ほどの土木課長からの説明もありましたが、そのような捉えでございます。

当初から、参加できる業者が少ないような事業であるということはこちらも認識しておりますことから、少しでも競争原理を働かせるために一般競争入札という方式を選択させていただきました。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） すみません、何点か確認させていただきます。

この予算については、3月の予算特別委員会でいろいろ議論して、どういう仕様でやるのか。詳しい言葉というか、テクニカル忘れてしまったのであれですが、これでいくとNTT方式とかという理事者側が説明していた方式をそのまま図って入札になっていて、その仕組みでやりますよということでもいいのかどうかということと。

予算特別委員会のときには、仮にNTT方式と呼ばせていただきますけれども、それについては利用実績がなかったと。それで果たして防災無線という、いざというときのためのものとして、果たして大丈夫なのだろうか。図面でいろいろ見たりしたときに、こうやってやるので携帯電話と同じような形でつながってきますよということであればあったのですが、果たしていざというときに大丈夫なのかどうか。

3月の時点では使っている実績のある自治体、導入している自治体はなかったというふうに覚えています。苫小牧が唯一この方式を導入して4月から運営するのだというような話の説明を聞いていたのですが、その後、うまく活用しているという情報というか、その後のNTT方式の仕組みについて懸念がないよというようなことを追加するような情報が何かあれば、教えていただき

たいなと思います。

それと、単純に言葉のあれとして、契約の目的の中にあるデジタルサイネージというのは、どのような活用の仕方をするのかを教えてほしいのと。

契約の相手方が仙台市ということで、メンテナンスとかいざというときに、何でいきなりNTTデータ東北なのか、北海道でないのかというのをちょっと思ったのですけれども、東北の仙台との契約というのは、何か問題になる点はないのかどうか、その点だけお願いします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） それでは、まず予算のときに説明した内容と同じなのかということなのですが、予算のときに防災行政無線の実施設設計の追加設計を提案させていただきまして、その中でこの方式で七飯町としては整備していきたいと。NTT方式といいますか、その方式で整備させていただきたいので追加の実施設設計を行いたいという予算を取らせていただきました。その予算が御承認いただいているということで、この方針について私たちは自信を持って整備をしてきたというところがございますので、予算の説明したときの段階の方式で今回契約をしたいということの提案でございます。

また、利用実績がなかった件等、不安はないのか、いざというとき大丈夫なのかということなのですが、このたびの実施設設計の中で、いろいろな調査をさせていただいて、また実績がないというところに関しては、今回の防災行政無線の中の戸別受信機までに情報通信するための方式が実績がなく、携帯電話網を使う防災無線については全国的にも実績があって稼働している状況でございます。

また、幾つかの災害も、そこは乗り越えて稼働しているというような実績もございまして、携帯電話網を使う部分については、今までも実績があるので、そこは大丈夫だということで判断しておりますが、その実績がなかったというのは、戸別受信機まで伝える電波網が、何度か説明しておりますが、LPWAという方式を使ってやるということが苦小牧が初だということで、うちが2番

目だよということでした。

苦小牧につきましては、私の説明が悪かったかもしれないのですが、今年度末で事業完了で、来年度から運用になりますので、今ちょうど整備している最中でございます。あと、苦小牧の状況は、今整備中なのですが、状況を聞いておりますけれども、今のところ問題なく整備は進んでおりまして、順調であるというようなこともいただいております。

また、デジタルサイネージというところなのですが、全町に七つ設置する予定です。中身としては、このようなテレビのような大画面のもので、防災無線が発生するような災害が起きたときに町内の7か所の施設でこの情報を流すというような内容になっております。具体的な施設といたしましては、役場庁舎、両出張所、それから七飯消防、道の駅、大川のコミュニティセンター、あと大沼国際交流プラザとなっております。

夜間でもテレビのディスプレイなので、外に向けて設置することで道路を通る人とかでも少しでも情報が伝わるようなという考えでこの七つを設置させていただく計画でございます。

あと、メンテナンスについて、仙台市の会社と契約ということで、メンテナンス等何かあったときという話なのですけれども、まず日頃のメンテナンスは、これから補修ということにもなってくるのですが、電柱というか鉄塔みたいなものの、例えばさびていないかとか、ねじの緩みがないかという打診につきましては、NTTデータから地元の業者にそこを発注するというような内容で聞いてございます。なので、その辺の感じにつきましては、地元の業者に対応していただくということで何ら心配はないと考えております。

また、システム自体にコンピューターのサーバー等が導入されますが、それにつきましても、インターネット等を通じて構築されるシステムでございますので、仙台からリモート操作で保守等もできるような内容になってございますので、その辺につきましても、遠いところにあるからといって、いざというときということについては、問題がないなということで感じてございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 僕の受けとめ方の間違いというか、予算特別委員会での説明を間違っている、今年4月から苦小牧が運用するのだと思っていたので、その実績も見ながらと考えていたのですけれども、そうすると、今回の最後までいくような仕組み、本当の全てトータルの仕組みで実績はまだないという。来年、うちがいつ完成するのかあれですけれども、苦小牧が来年4月からそれを運用するというので、あくまでも実績として、こういう事例で問題なく稼働していますよということを示すものは今のところ新しい追加情報としてはないということよろしいのでしょうか。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） 私たちについても、やはりその方式については実績がないという御心配をされていると同様に、やっぱり心配はありましたので、実施設計の中で本当に実機を使ってアンテナを立てて、家の中に戸別受信機を建物の中に置いて、受診できるかどうかという調査をかなりさせていただきました。その中で、では、ここにアンテナを立てればいいのだねというような設計をしながら、確実に情報伝達できるような仕組みを実施設計の中で十分やらせていただきましたので、その通信については、うまくいくと考えてございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 最後なのであれですけれども、うまく説明できないのですけれども、いざというときというか、中継のそのものが何かあったときに伝わらないという可能性について、リスクとして大丈夫なのかどうかという。

これは何があるか分からないというのがあるのですけれども、そういうときにこの仕組みで問題ないのだというふうに本当に言えるか。言えるからやるのでしょうかけれども、本当にそのところ大丈夫なのかどうかをもう一度。いろいろテストしたりヒアリングしたりしたものがあってもないのですけれども、そのところで大丈夫だ

と本当に言えるのかどうかをもう一度最後に回答いただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） 災害の種類、規模等にもよりますけれども、例えば戸別受信機に電波を発する鉄塔が、物理的に倒れてしまったり、もう機械が物理的に壊れてしまったり、当然その周りの家には情報は伝達できないというような状況になると思います。これはただ、この方式だからということではなくて、どの無線の方式についても電波を発する機械が倒れてしまったり、それは情報は通信できないということになると思います。

ただ、この方式は、戸別受信機ではないのですが、屋外拡声子局、スピーカーですね。スピーカーについては、全国でも実績がございまして、この携帯電話でやる方式ですね。実際に鉄塔が倒れてしまっても、電源さえ取ってあれば音だけ鳴っているというような実績もございまして、災害の規模等によるのですけれども、絶対100%かと言われると、先ほど言ったように、物理的に倒れて壊れてしまったりしたら、ちょっと厳しいかもしれないですが、そのような状況であると考えてございます。

また、サーバー等の機器についても、回線も二重化など、できるだけ災害に強いような仕組みを考えながら構築してございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 反対の討論を行いたいと思います。

この方式に関してはいろいろとやってきましたので、今さら言ってもしょうがないなという面があって、賛成をしようと思っていたのですが、どうも理事者側は、いつも競争入札が競争の原理が働かない方向を容認し過ぎているという気がいた

します。

このNTTの方式に関しましては、ほかにはないのだと思っていたのですが、今説明を聞きましたら、この方式を使って施工できる会社が何社かあるということであれば、例えばこれだけの大きい金額でありますので、1社しかエントリーしなかったのであれば、再度、期日を改めてもう一回募集をして、2社なり3社なりの競争原理が働く、本当の意味での競争原理の働く入札をして、少しでも町民に還元できるような方式を取るべきだという思いで、私は反対をいたします。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第63号防災行政無線整備等事業業務委託契約について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8

#### 議案第64号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第8号）

---

○議長（木下 敏） 日程第8 議案第64号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、議案第64号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

このたびの補正は、第1条、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,383万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,255,742万2,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表によるも

のでございます。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、第3表によるものでございます。

第4条、地方債の追加は、第4表によるものでございます。

それでは、13ページの歳出から御説明申し上げます。

1款議会費1項1目議会費は、旅費で、予定していた会議が中止のため、議員費用弁償53万8,000円の減額、一般職旅費4万3,000円の減額。委託費は、本会議場の最後列の席にマイクユニットが設置されておらず、二、三列目の使用していない席のマイクユニットを移設するため、本会議場マイクユニット移設等委託料12万1,000円の追加。備品購入費は、当初予算において第3委員会室に設置するマイクユニットの購入を予定しておりましたが、コロナウイルス感染症の影響により会議室の使用が当面見込まれないことから、委員会室会議ユニット購入費104万5,000円の減額、事業合計150万5,000円の減額。

2款総務費1項1目一般管理費は、一般管理費（人事行政）として、旅費から委託料まで執行見込みにより合わせて16万7,000円の減額。

6目電算管理費は、需用費で、これまで道南うみ街信用金庫とのデータの受渡しをフロッピーディスクで行ってきましたが、今後はUSBメモリーを使用するため、一般事務用消耗品費42万6,000円の追加。委託料は、税制改正により後期高齢者システム改修が必要なため、総合行政情報システム改修委託料74万3,000円の追加、備品購入費は、平成26年度から使用しているファイルサーバーが故障したことから、電算用備品購入費96万4,000円の追加、事業合計213万3,000円の追加。

7目企画費は、交通対策事業費として、負担金、補助及び交付金は、七飯町地域公共交通活性化協議会を設置するために必要な経費として、七飯町地域公共交通活性化協議会補助金14万円の追加。

8目出張所費は、大中山出張所運営費として、工事請負費は入札執行残として、国旗等掲揚ポー

ル設置工事19万8,000円の減額。

10目交通安全対策費は、交通安全対策費として、旅費は、予定していた会議、研修会が中止となったことから、一般職旅費8万7,000円の減額。交通安全指導車管理費として、使用料及び賃借料は、会議の中止に伴い有料道路通行料2万2,000円の減額。

13目特別定額給付金費は、特別定額給付金事業費として、負担金、補助及び交付金は、特別定額給付金事業の完了に伴い、特別定額給付金1,500万円の減額。特別定額給付金事務費として、報酬から使用料及び賃借料までは、事業の完了により、合わせて727万8,000円の減額。

2項1目税務総務費は、税務総務費(課税)として、償還金利子及び割引料は、過年度還付金の今後の執行見込みにより100万円の追加。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、備品購入費で、取得費の額の確定により、戸籍総合システム機器等譲渡取得費1万9,000円の減額。

6項1目監査委員費は、旅費で、研修会が中止となったことから、委員費用弁償6万9,000円の減額、一般職旅費3万2,000円の減額、事業合計10万1,000円の減額。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計繰出金として、職員の人事異動に伴う人件費増加により国民健康保険特別会計繰出金157万8,000円の追加。

2目高齢者福祉費は、高齢者支援事業費として、報償費は、今年度事業完了により百歳達成者祝金30万円の減額、88歳への敬老祝品代5万4,000円の減額。扶助費は、好日園等施設入所者の増加及び介護サービス対象入所者の増加に伴い、高齢者施設入所措置費671万6,000円の追加、事業合計636万2,000円の追加。介護保険特別会計繰出金は、執行見込みにより、介護保険特別会計繰出金216万4,000円の減額。福祉介護車管理費として、需用費は、福祉バスのリアタイヤ付近のフレーム腐食破損修理のため、自動車修繕料10万9,000円の追加。

3目高齢者医療助成費は、負担金、補助及び交

付金で、北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金変更決定に伴い、負担金1,678万9,000円の追加。繰出金は、北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金変更決定及び保険基盤安定負担金の確定に伴い、繰出金351万1,000円の追加、事業合計2,030万円の追加。

4目障がい者福祉費は、障がい者福祉費として、負担金、補助及び交付金は、就労支援サービス利用の増加に伴い、障がい者社会復帰施設等通所交通費補助金103万1,000円の追加、扶助費は、生活介護の利用者数の増加、就労支援等の利用日数の増加により介護給付等費3,512万円の追加、児童発達支援放課後等デイサービス等の利用日数、利用者数の増加に伴い、障がい児通所給付費6,899万6,000円の追加、事業合計1億514万7,000円の追加。地域生活支援事業費として、備品購入費は、遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化事業によりタブレット、アクリルパーテーション購入のため、一般備品購入費52万4,000円の追加、負担金、補助及び交付金は、執行見込みにより、成年後見人制度利用支援事業補助金19万5,000円の追加、扶助費は、給付件数の増加による執行見込みにより、日常生活用具給付費188万6,000円の追加、事業合計260万5,000円の追加。

6目社会福祉施設費は、社会福祉施設指定管理費として、需用費は、ぼぼろ館マイクロバス燃料ポンプの交換修繕が必要なため、自動車修繕料25万3,000円の追加、負担金、補助及び交付金は、ぼぼろ館職員処遇改善加算分負担金84万円の追加、事業合計109万3,000円の追加。

2項1目児童福祉総務費は、児童福祉総務費として、負担金、補助及び交付金は、国によるコロナ対策補助金事業として、民間保育所及び認定こども園に対し1施設50万円の補助金を給付するため、保育対策総合支援事業費補助金300万円の追加、償還金、利子及び割引料は、令和元年度の子ども・子育て支援交付金の実績による精算返付が必要なことから、子ども・子育て支援交付金前年度精算返還金202万2,000円の追加、

子どものための教育・保育給付費負担金前年度精算返還金4,772万3,000円の追加、子育てのための施設等利用給付費負担金前年度精算返還金2,308万8,000円の追加、事業合計7,583万3,000円の追加。放課後児童対策費として、報酬から旅費までは学童保育クラブの人員費の執行見込みにより、合わせて535万2,000円の減額。児童手当支給費として、扶助費は、決算見込みにより児童手当787万5,000円の追加、償還金、利子及び割引料は、児童手当国庫負担金前年度精算に伴う返還金17万9,000円の追加、事業合計805万4,000円の追加。本町子育て支援センター運営費は、国によるコロナ対策補助事業として、需用費は、コロナ対策消耗品費の購入のため30万円の追加、備品購入費は、コロナ対策のため換気に必要な備品の購入のため5万円の追加、事業合計35万円の追加。大中山子育て支援センター運営費は、同じく国によるコロナ対策補助事業として、需用費は、コロナ対策消耗品費の購入のため22万円の追加、備品購入費は、コロナ対策のため換気に必要な備品等の購入のため13万円の追加、事業合計35万円の追加。子育て世代包括支援センター運営費は、執行見込みにより、委託料、工事請負費合わせて1万9,000円の減額。

2目児童措置費は、大中山保育所運営費として、需用費は、国によるコロナ対策補助事業による消耗品の購入のため50万円の追加、国による保育所のICT化推進事業による総合保育業務システムの導入のため、役務費は、総合保育業務システム通信料1万6,000円の追加、手数料は、通信回線設置手数料2万2,000円の追加、使用料及び賃借料は、総合保育業務システム利用料2万1,000円の追加、備品購入費はシステム購入費77万6,000円の追加、事業合計133万5,000円の追加。子ども・子育て支援給付事業費として、委託料は、執行見込みにより、保育所運営委託料2,040万5,000円の減額、施設型給付費委託料1,489万2,000円の減額、地域型保育給付費委託料529万7,000円の追加、事業合計3,000万円の減額。

4款衛生費1項2目予防費は、疾病予防等保健対策費として、役務費、委託料は、執行見込みにより合わせて360万8,000円の減額。母子保健対策費として、委託料は執行見込みにより、妊婦健康診査委託料108万円の減額、扶助費は、受給者数が増加傾向にあるため、療育医療扶助費59万5,000円の追加、償還金、利子及び割引料は、妊婦・出産包括支援事業補助金前年度精算返還金44万3,000円の追加、事業合計4万2,000円の減額。成人保健対策費として、委託料は、執行見込みにより、胃がん検診委託料からピロリ菌検査委託料まで、合わせて184万3,000円の減額。

3目環境衛生費は、有害鳥獣対策費として、報酬は、ヒグマ対策に係るハンター出動増のため、鳥獣被害対策実施隊員報酬22万5,000円の追加、報償費は、講習会の中止により、講習会講師謝礼1万5,000円の減額、執行見込みにより鳥獣被害対策実施隊員報償費6万8,000円の減額、旅費は、ヒグマ対策出動回数の増加により、鳥獣被害対策実施隊員費用弁償8万円の追加、役務費は、執行見込みにより、電話料、ハンター加入保険料、管理者賠償責任保険料、合わせて6万2,000円の減額、委託料はヒグマ捕獲用箱檻の執行見込みにより、鳥獣捕獲用箱檻製作委託料2万2,000円の減額、使用料及び賃借料は、執行見込みにより会場使用料2万6,000円の減額、備品購入費は、入札執行残のため、鳥獣対策用備品購入費19万1,000円の減額、負担金、補助及び交付金は、執行見込みにより、講習会負担金1万7,000円の減額、事業合計9万6,000円の減額。有害鳥獣対策車管理費として、需用費は、執行見込みにより、燃料費（軽油）5万5,000円の減額。火葬場及び墓地管理費として、工事請負費は執行見込みにより、火葬場設置改修工事13万円の減額。

4目環境保全対策費は、自然環境保全事業費として、報償費は、コロナ禍により学習会を開催しないことから環境学習会講師謝礼7,000円の減額、旅費は、予定していた研修会が中止となったことから会計年度任用職員費用弁償3万3,000円の減額、委託料は、入札執行残により、河

川水質検査委託料10万5,000円の減額、使用料及び賃借料は、執行見込みにより、大沼環境保全推進事業用船借上料1万6,000円の減額、作業機械借上料9万8,000円の減額、事業合計25万9,000円の減額。生活環境対策事業費として、今年度の事業の完了、また執行見込みにより、委託料は、空き地雑草刈取委託料49万5,000円の減額、負担金、補助及び交付金は、特定空家等解体事業補助金50万円の減額、合併処理浄化槽設置整備補助金692万円の減額、事業合計791万5,000円の減額。

5目保健センター管理費は、役務費は、コロナウイルス関係などの業務の連絡相談が増加しており、電話料4万8,000円の追加。

2項1目清掃総務費は、廃棄物対策費として、旅費は、研修会の中止により一般職旅費1万5,000円の減額。リサイクル推進対策費として、報償費は、執行見込みにより資源ごみ分別回収奨励報償金20万円の減額。

2目塵芥処理費は、廃棄物対策費として、執行見込みにより、合わせて13万円の減額。

6款農林水産業費1項1目農業委員会費は、旅費で、今年度農業委員先進地視察を中止したことから、農業委員費用弁償100万円の減額、研修視察随行職員旅費10万円の減額、事業合計110万円の減額。

2目農業総務費は、負担金、補助及び交付金で、執行残により、道南肉用牛振興協議会負担金5,000円の減額、渡島地区家畜自営防疫組合推進協議会負担金2,000円の減額、事業合計7,000円の減額。農政公用車管理費として、役務費は、執行見込みにより自動車損害保険料2,000円の減額。

4目農地費は、土地改良総務費として、負担金、補助及び交付金は、事業の対象となる保全すべき農地の増加により、多面的機能支払事業補助金127万9,000円の追加。

5目町営牧場運営費は、町営牧場運営費として、今年度の事業終了により、報酬から補償、補填及び賠償金まで、合わせて47万9,000円の減額。町営牧場作業車管理費として、事業終了により、備品購入費は2万2,000円の減額。

2項1目林業費は、負担金、補助及び交付金で、植林施業地の増加に伴い、未来につなぐ森づくり事業補助金56万2,000円の追加。

7款商工費1項1目商工費は、商工振興費として、今年度、地域おこし協力隊員を新規で1名採用予定でしたが、採用に至らず、報酬から使用料及び賃借料まで、合わせて362万3,000円の減額。特産品PR事業費として、負担金、補助及び交付金は、ななえ町物産グルメ発表会が中止となったことから、事業補助金20万円の減額。ふるさと納税事業費は、今年度、地域おこし協力隊員1名の採用が年度途中となったことから、執行見込みにより、報酬、職員手当等、共済費及び使用料及び賃借料の会計年度任用職員住宅借上料まで、合わせて217万2,000円の減額、需用費は今後の執行見込みにより、ふるさと納税消耗品費348万8,000円の追加、委託料は、ふるさと納税業務委託料112万2,000円の追加、使用料及び賃借料は、ポータルサイト利用料9,000円の追加、代理納付システム利用料27万6,000円の追加、事業合計272万3,000円の追加。

8款土木費2項1目道路橋りょう維持費は、需用費で、道路等の修繕が必要なことから、道路付属物修繕料20万円の追加、使用料及び賃借料は、道路河川の支障木伐採に高所作業車が必要なことから、維持機械等借上料15万円の追加、原材料費は、補修用コンクリート製品等の購入のため、道路橋りょう補修用原材料費20万円の追加、事業合計55万円の追加。

2目道路橋りょう新設改良費は、道路用地取得費として、公有財産購入費は、町道本町79号線用地購入費62万円の追加。

3項1目河川費は、河川改良費として、委託料は、今後の町河川の浚渫に対応する計画の策定が必要なため、七飯町堆積土砂管理計画策定委託料500万円の追加。

5項1目住宅管理費は、社会資本整備総合交付金事業費（公住）として、令和3年度に着手予定であった本町上台団地7棟、桜B団地7棟の長寿命化改修工事が令和2年度交付金の追加対象事業となったことから、委託料は、本町上台団地長寿

命化改修工事監理業務委託料111万7,000円の追加、桜B団地長寿命化改修工事監理業務委託料90万3,000円の追加、工事請負費は、本町上台団地長寿命化改修工事3,921万6,000円の追加、桜B団地長寿命化改修工事3,527万2,000円の追加、補償、補填及び賠償金は、NTT所有電話線の移転のため、本町上台団地長寿命化改修支障物件移転補償40万円の追加、桜B団地長寿命化改修支障物件移転補償40万円の追加、事業合計7,730万8,000円の追加。

10款1項2目事務局費は、事務局費（学校庶務）として、大沼岳陽学校の開校を記念し、記念品、記念誌の配布のため、消耗品費17万9,000円の追加、印刷製本費13万1,000円の追加、合計31万円の追加。事務局費（学校教育）として、役務費は、GIGAスクール事業の運営開始に伴うプロバイダー回線料のため32万2,000円の追加。

2項1目学校管理費は、学校管理費（小学校）として、需用費は、学校のコロナ感染予防対策のための換気に伴い、暖房用プロパン、チップの使用料増加のため、燃料費（プロパン）102万8,000円の追加、燃料費（その他）178万2,000円の追加、事業合計281万円の追加。校舎等営繕費（小学校）は、需用費として、七重小学校男子トイレ、藤城小学校体育館トイレに不具合があり、修繕が必要なことから、校舎他修繕料70万9,000円の追加、委託料は、入札執行残により学校用務委託料210万円の減額、事業合計139万1,000円の減額。

3項1目学校管理費は、校舎等営繕費（中学校）として、委託料は、入札執行残により、学校用務委託料210万円の減額。

4項1目社会教育総務費は、社会教育総務費として、旅費は、今年度事業中止により、委員費用弁償3万1,000円の減額、一般職旅費2万8,000円の減額、事業合計5万9,000円の減額。生涯学習事業費として、報償費から使用料及び賃借料までは、執行見込みにより、合わせて58万5,000円の減額。生涯教育公用車管理費として、需用費は、執行見込みにより、自動車消

耗品費2万1,000円の減額。

3目社会教育施設振興費は、文化センター管理費として、需用費は、執行見込みにより、施設修繕料30万円の追加、使用料及び賃借料は、執行見込みにより、事務用機器借上料31万7,000円の減額、事業合計1万7,000円の減額。大中山コモン管理費として、需用費は、大ホールハロゲンランプ等購入のため、消耗品費17万1,000円の追加、執行見込みにより施設修繕料15万円の追加、事業合計32万1,000円の追加。社会教育施設管理費として、需用費は、緑町会館消火器の購入のため8万7,000円の追加、東大川、本町振興会館等の施設修繕のため、社会教育施設修繕料47万7,000円の追加、使用料及び賃借料は、執行見込みにより、テレビ受信料3万2,000円の減額、備品購入費は、東大川振興会館の石油暖房器の購入のため、備品購入費12万1,000円の追加、事業合計65万3,000円の追加。

5項1目保健体育総務費は、スポーツ振興総務費として、報償費から負担金、補助及び交付金までは、執行見込みにより、合わせて228万5,000円の減額。スポーツ合宿事業費として、役務費、使用料及び賃借料は、執行見込みにより、合わせて27万5,000円の減額。体育施設管理費として、委託料は、本町パークゴルフ場の樹木の腐食が進んでおり、今後、倒木の危険があることから、樹木伐採委託料39万2,000円の追加、使用料及び賃借料は、執行見込みにより、施設整備用作業機械借上料12万7,000円の減額、事業合計26万5,000円の追加。

12款1項1目元金は、一般会計町債償還費（元金）として、償還金、利子及び割引料は、10年前に起債した物件の利率見直しに伴う償還金額の変更などにより、長期債元金償還金119万4,000円の追加。

2目利子は、一般会計町債償還費（利子）として、利率見直し等に伴い、長期債利子返還金684万9,000円の減額。

13款1項1目職員給与費は、給料から共済費までは執行見込みにより、合わせて2,830万4,000円の減額。会計年度任用職員給与費

は、職員手当等から旅費まで、執行見込みにより、合わせて1,145万4,000円の減額。

2目職員諸費は、職員厚生費として、旅費から負担金、補助及び交付金までは、執行見込みにより、合わせて142万6,000円の減額でございます。

次に、7ページの歳入に戻っていただきます。

9款地方特例交付金1項1目地方特例交付金は、交付額の確定のため1,619万8,000円の追加。

12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金は、ぽぽろ館職員の特定処遇改善加算のため、福祉・介護職員処遇改善加算分負担金84万円の追加。

13款使用料及び手数料1項3目農林水産使用料は、実績に伴い、町営牧場使用料12万2,000円の追加。

2項3目衛生手数料は、実績に伴い、空地雑草刈取手数料52万1,000円の減額。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金として、介護給付費等の増額に伴い、国2分の1として、障がい者介護給付費等負担金1,755万9,000円の追加、同じく障がい児通所給付費等負担金3,449万7,000円の追加。児童福祉費負担金として、児童手当負担金は、執行見込みにより502万5,000円の追加、子どものための教育・保育給付費負担金は、執行見込みにより24万7,000円の追加。

2目衛生費国庫負担金は、受給者数の増加に伴い、養育医療給付費負担金25万1,000円の追加。

2項1目総務費国庫補助金は、後期高齢者システムの改修に伴い、総合行政システム改修補助金14万8,000円の追加、特別定額給付金事業の完了に伴う精算として、事業補助金1,500万円の減額、同じく事務補助金727万8,000円の減額。

2目民生費国庫補助金は、子育て支援センターで行うコロナ対策のため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金200万円の追加、保育所、認定こども園でのコロナ対策のため、また保

育所のICT化を進めるため、保育対策総合支援事業費補助金388万7,000円の追加。

3目衛生費国庫補助金は、特定空家等解体事業の執行見込みにより、社会資本整備総合交付金25万円の減額、風しん追加的対策事業の執行見込みにより、感染症予防事業費等補助金（風しん追加的対策）153万円の減額。

4目土木費国庫補助金は、本町上台団地及び桜B団地の長寿命化改修工事に伴い、社会資本整備総合交付金3,825万4,000円の追加。

15款道支出金1項1目民生費道負担金は、社会福祉費負担金として、介護給付費等の増額に伴い、北海道4分の1として、障がい者介護給付費等負担金877万9,000円の追加、同じく障がい児通所給付費等負担金1,724万8,000円の追加、北海道後期高齢者医療広域連合保険基盤安定負担金確定に伴い、後期高齢者医療保険基盤安定負担金197万4,000円の減額。児童福祉費負担金として、執行見込みにより、児童手当負担金142万2,000円の追加、子どものための教育・保育給付費負担金1,013万1,000円の減額。

2目衛生費道負担金は、受診者数の増加に伴い、養育医療給付費負担金12万5,000円の追加。

2項2目民生費道補助金は、遠隔手話サービス提供に伴い、地域生活支援事業補助金52万3,000円の追加。

4目農林水産業費道補助金は、植栽事業地の増加により、未来につなぐ森づくり事業補助金34万6,000円の追加。農業費補助金として、対象農地の増加に伴い、北海道多面的機能支払事業補助金95万9,000円の追加。

17款寄附金1項1目総務費寄附金は、ふるさと納税の執行見込みにより、総務費寄附金1,000万円の追加。

18款1項1目財政調整基金繰入金は、2,000万円の追加。

19款1項1目繰越金は、前年度繰越金405万円の追加。

20款諸収入5項4目雑入は、諸実費徴収金として、受診者数の見込みにより、胃がん検診負担

金から大腸がん検診負担金まで、合わせて63万円の減額。雑入として執行見込みにより、城岱牧場放牧牛ダニ予防対策経費負担金18万円の減額、同じく城岱牧場放牧牛飼料給餌費負担金6万4,000円の追加。

21款町債1項3目土木債は、町営住宅の長寿命化工事に伴い、本町上台団地整備事業債2,050万円の追加、桜B団地整備事業債1,840万円の追加。

次に、3ページに戻っていただきます。

第2表、繰越明許費補正でございます。

このたび追加となるのは、町営住宅長寿命化改修事業となる8款土木費5項住宅費本町上台団地整備事業4,073万3,000円、同じく桜B団地整備事業3,657万5,000円を令和3年度への繰越明許事業として追加するものでございます。

第3表、債務負担行為補正でございます。

このたび追加となるのは、先ほど指定管理者の指定につきまして議決をいただきました大沼国際セミナーハウス及び大沼森林公園は、令和3年度から令和5年度までの期間で9,471万3,000円を、精神障害者通所授産施設は1億2,492万9,000円を限度額として設定するものでございます。

変更となるのは、戸籍総合システム機器等更新事業で、事業費の確定により、限度額を1,752万2,000円から1,587万6,000円に変更するものでございます。

第4表、地方債補正でございます。

追加としまして、本町上台団地整備事業2,050万円、桜B団地整備事業1,840万円を限度額として追加するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表示のとおりでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（木下 敏）** 会議時間も長時間になってきましたので、質疑は暫時休憩後にしたいと思います。よろしいですか。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時55分 再開

**○議長（木下 敏）** 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第64号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第8号）の提案説明は終えておりますので、これより質疑に入ります。

質疑を許します。

上野武彦議員。

**○9番（上野武彦）** それでは、質問させていただきますが、説明が簡略だったのでよく分からない部分がありましたので、よろしくお願ひします。

まず第1点目は、一般の8ページの一番下の3です。住宅補助金が3,825万4,000円、社会資本整備総合交付金ということなのですが、具体的にどのような内容の計画があって、これを活用するののかというのが第1点です。

2点目は、一般の10ページです。財政調整基金繰入金が2,000万円ということなのですが、これについてももう少し分かるように、中身を説明していただきたいと。

3点目は、一般の14ページの14、工事請負費で、大中山出張所運営費の19万8,000円の国旗掲揚ポール設置工事費19万8,000円が減額ということなのですが、これについてよく分かりませんでしたので、説明していただきたいなど。

それから、一般の18ページの下の方の児童福祉総務費、18、負担金、補助及び交付金のところの保育対策総合支援事業費補助金300万円。先ほどは1施設50万円ということで、施設への補助ということでありましたけれども、これは基本的にコロナ対策での支援事業なのか。またこの50万円というのはどのような目的での補助なのか。

この辺について何点か質問します。よろしくお願ひします。

**○議長（木下 敏）** 都市住宅課長。

**○都市住宅課長（川島篤実）** それでは、御質問の一般の8ページ、社会資本整備総合交付金の3,825万4,000円の中身でありますけれど

も、これについては、本町上台団地、また桜B団地の国の長寿命化計画にのっとった形で、今回追加の採択を得ましたので、この分についての歳入になります。

また、本町上台団地については、10棟のうち今回7棟目になりますので、そのうちの1棟と。また桜B団地についても、10棟のうち1棟の分の歳入になります。

以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、私のほうから一般の10ページの財政調整基金の繰入金について御説明いたします。

今回の補正では、約1億8,000万円の歳入が必要であるということでございます。その支出に対しまして、歳入それぞれございますけれども、歳入を充てるのですけれども、足りない分について財政調整基金2,000万円を充てるというものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 私から、一般の14ページの大中山出張所、国旗掲揚ポールの工事について答弁させていただきます。

この工事に関しましては、契約が6月23日に執り行われ、工期が6月24日から9月30日、完成がそれより早く8月31日に完成され、工事の受渡しは9月2日に完了されております。

それに伴っての支出額が273万9,000円ということで、執行残として19万8,000円の減額ということになっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、私のほうからは、一般の18ページ、下の項目の児童福祉総務費の中の保育対策総合支援事業費補助金300万円について御説明をさせていただきます。

この内容につきましては、国による新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、保育所及び認定こども園など、認可保育施設に対して1施設当たり50万円を上限に補助金として支給される

ものとなっております。

この制度を活用しまして、直営の施設については、感染症対策に関する必要備品及び消耗品等を購入させていただき、民間施設については一律50万円、これについては、民間施設が6施設ありますので、この分の50万円として間接補助として交付するものでございます。

内容としましては、感染予防に活用されるマスクですとか、あとは手指消毒等、あとは換気に必要な備品関係等に活用していただくことを想定し、交付するものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、再質問ですけれども、一般の8ページの交付金の対象が、本町上台とB団地ということなのですか、これは交付金としては何%の補助で交付されるものなのか。その点についてちょっと伺いたいと思います。

それから、2点目は一般の10ページで、先ほど答弁いただいた補正の補助という形での予備費みたいな形で2,000万円ということなのですか、2,000万円という金額ということであれば、相当金額も高いので、基本的にどのような事業が想定されていて、これだけの金額が出てきているものというふうに思うのですが、その辺についてどうなのか、ちょっと伺いたい。

以上です。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） それでは答弁いたします。

今回の交付金事業については50%の交付金の事業になっております。

以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） 私のほうから、一般の10ページの財政調整基金の繰入金についてお答えしてまいります。

議員おっしゃった予備費とかの支消ということではなくて、財政調整基金ということで積んでいる基金の中から今回2,000万円を繰り入れして事業を行うというものでございます。

これについては、どの事業に充てるというような性質のものではなくて、歳入歳出で、先ほど申し上げましたとおり、今回1億8,000円の歳出が必要であるということで、それぞれ歳入については財源がある事業とそうでない事業がございますので、それで足りない分を財政調整基金を使って事業を行うというものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） すみません、1点だけ。

土木費の中の30ページですけれども、長寿命化工事、上台と桜B、両方で移転補償費が40万円ずつ出されていますけれども、これは一体何なのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） ただいまの質問にお答えいたします。

これについては、今までは、電柱等の支障があれば工事請負費の中でやっておりましたが、このたびNTT、従来は函館で契約をやっていたのですけれども、今年度より札幌一括でこういう関係は取り扱うことになりましたので、そちらのほうから工事請負費ではなく、移転補償費で事務をお願いしたいという依頼がありまして、今回新たに補償、補填及び賠償金の項目をつくったものであります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） NTTだけですか。例えばケーブルテレビだとか、何か、ほかのものに対してもこのお金というのは使えるのですか。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） 今回については、基本的にはNTTの電柱だけです。あと、ケーブルテレビについては、あくまでも入居者個人の管理になりますので、今回についてはNTTだけの電柱の分の移転補償になります。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） ちょっと状況が分からない

のですけれども、自分の入っているところに引いているNTTの分ではなくて、電柱の話ですか。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） おっしゃるとおりです。電柱の移設の部分になりますので御理解願います。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 済みません、何点か、ページの順番に確認したいことを申し述べていきます。

まず、一般の14で、法定協議会の設置で14万円あるのですけれども、これは国からの補助もあるのかなと認識していたのですけれども、歳入のほうには特になかったのですけれども、このものについては補助はないのかどうか、その確認です。これにも補助があるのかなと考えていたので、ちょっとそこのところをお願いします。

それと、16ページが一番上のところの特別定額給付金事業費1,500万円ということで、歳入歳出ともに削られてあれなのであれですけれども、これはもともと多かったということになるのでしょうか。定額給付金はほぼ100%に近い九十何%はいつているので、こんな余るあれはなかったのかなと思っていたのですけれども、そこところもちょっと説明を少しいただければと思います。

それと、一般の28ページのところで、ふるさと納税事業で、需用費を計上していますけれども、今年度のふるさと事業の納税のあれは、歳入のところで1,000万円追加して4,000万円に落ち着く見込みだということでもよろしいのかどうかということですね。

それと、一般の34のところで、公債費の利子のところで減額になっているので、特にどうこうあれはないのですけれども、説明で利率見直しによる減額とあったのですけれども、利率見直しのからくりというか、やり方というか、仕組みのようなものを、分からないのでちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それではまず、14ページの法定協議会に関する財源でございますけれども、こちらは現段階では財源はないということで御理解願いたいと思います。先に進んで、もし補助金を頂けるといふ形になれば、協議会の部分に関する費用ではなくて、実質、運行させた場合の赤字補填といえますか、そういった部分についての補助だとかはありますが、こういった部分にはないということでございます。

続いて16ページの特別定額給付金の関係の費用でございます。端的に申し上げますと、スタート時点では、町外の方も対象になる可能性があるということで、少し多く予算を計上しておりましたが、実態としましてはそこまでいなかったということで、本当に必要としなかった部分を全て減額させていただいたという内容でございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） ふるさと納税の関係ですが、こちら毎年、対前年度等の動きと比較しまして見込みを立てているところでございますが、それぞれの年度によりまして、いろいろな世論とか社会情勢等にも大きく左右されるものですから、このたびも対前年度で11月末現在で16%の増で進捗してございますので、最低限必要と見込まれる歳入を1,000万円追加、そして、必要な経費を補正させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） 私からは、償還金利子の件についてお答えしてまいります。

この件につきましては、10年前に借りた財政融資資金につきまして、変動金利となっております。当初借りたときには1.2%のものが、10年後の今回見直しをした際には0.003%の金利となることから、減額になるものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございません

か。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 1点だけ。30ページの学校管理費（小学校）の需用費の燃料費（プロパン）が102万8,000円、それから燃料費（その他）の178万2,000円と出ています。その他というのは、どういうものが幾ら幾らあったのかということ。

それからプロパンのほうは、大中山小学校でいいということによろしいのかということ。

それから中学校のほうには、コロナで窓を開けたから使うよという話だったのですけれども、中学校のほうでは予算を組んでいないのだけれども、予算を組んでいないということは、それをやってもお金を多めに取っていたというか、その点について聞いていきたいと思います。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） 議員のおっしゃるとおり、現在、学校では集団感染対策のためマニュアルに基づいた30分に1回以上定期的な換気を行っている状況でございます。

小学校のプロパンについては、おっしゃるとおり大中山小学校のプロパンであります。プロパンとその他ということで、大中山小学校のチップについて補正提案させていただいていました。ほかの暖房、中学校も含めて重油、灯油等につきましては、当初予算編成時より20円程度単価が下がっておりますので、既定予算の中で対応できるものと考え、補正計上しておりません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） ということは、大中山小学校の予算編成が違っていたということですか。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（北村公志） 違っていたという表現はあれなのですがすけれども、大中山小学校について、予算の不足が生じたということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第64号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第8号）を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 散 会 宣 告

---

○議長（木下 敏） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時15分 散会

